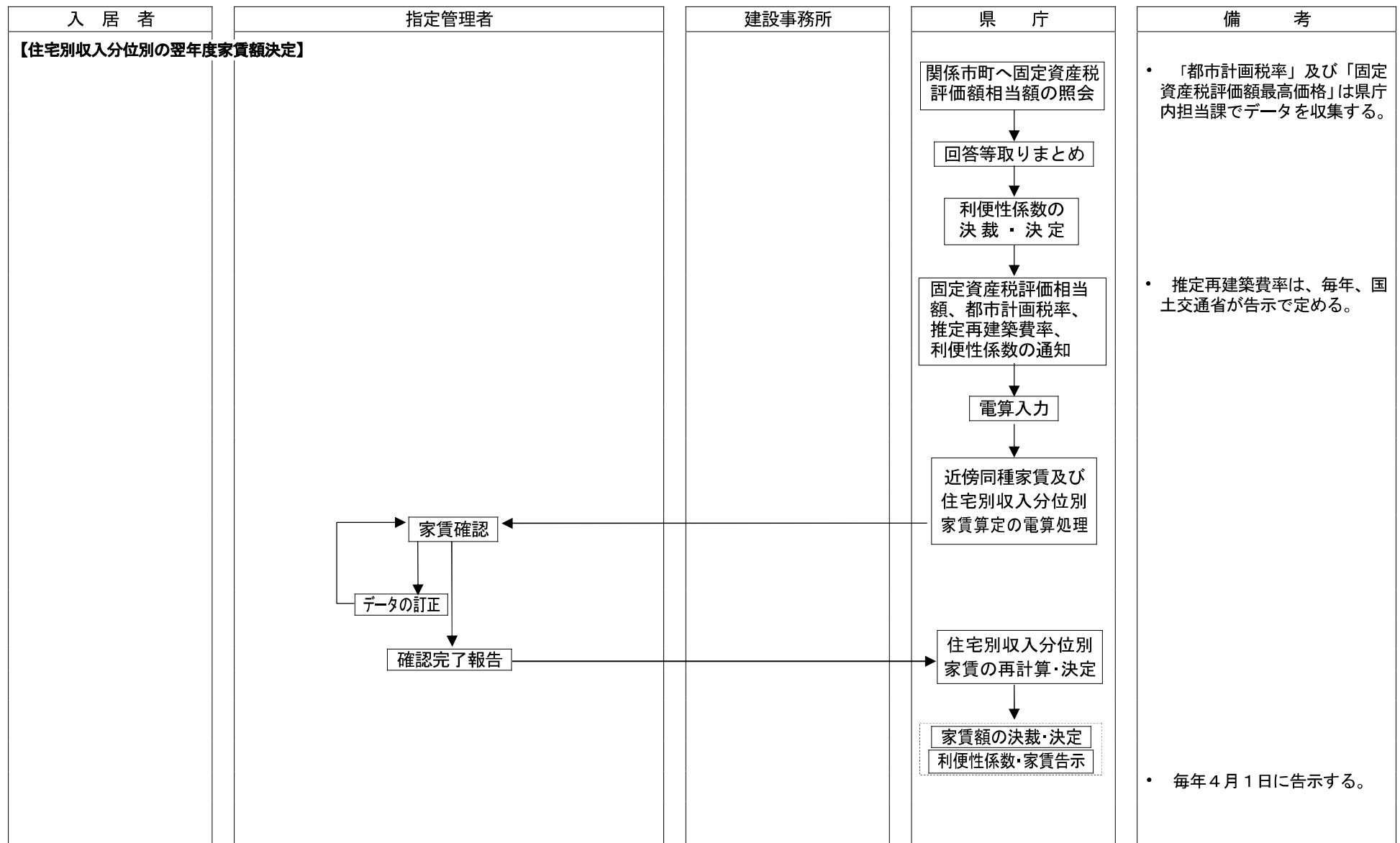
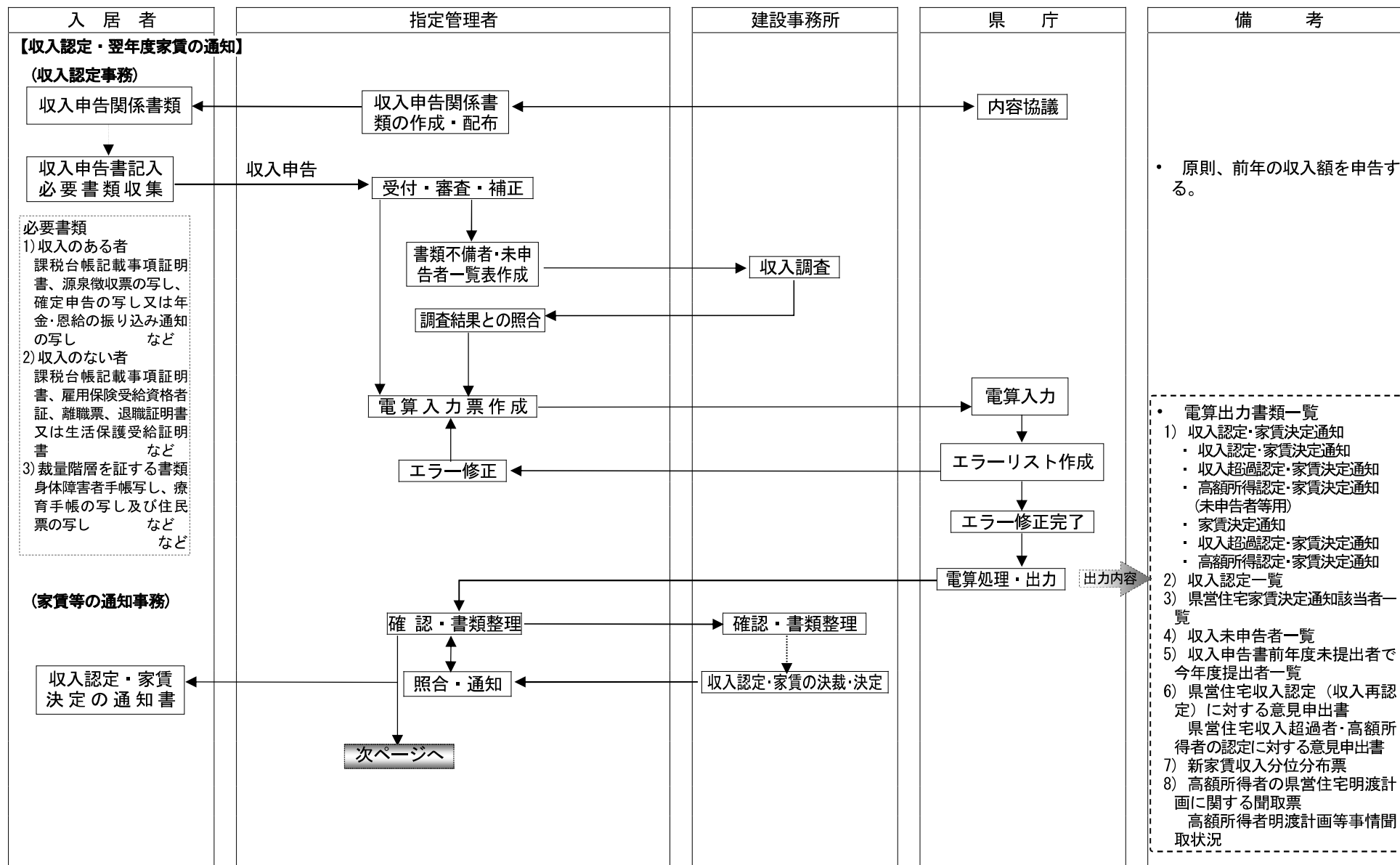


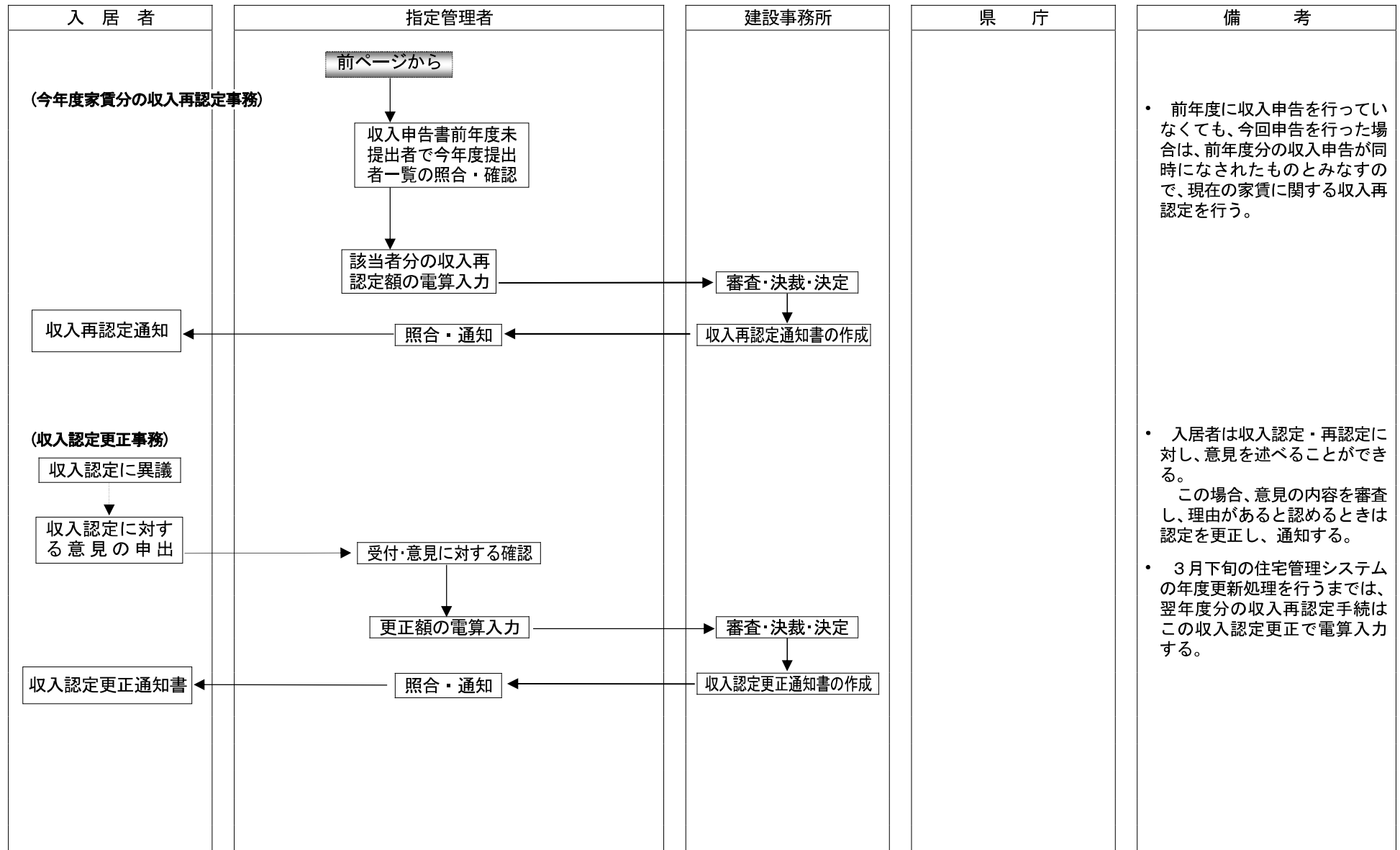
3 収納業務 ①家賃決定事務



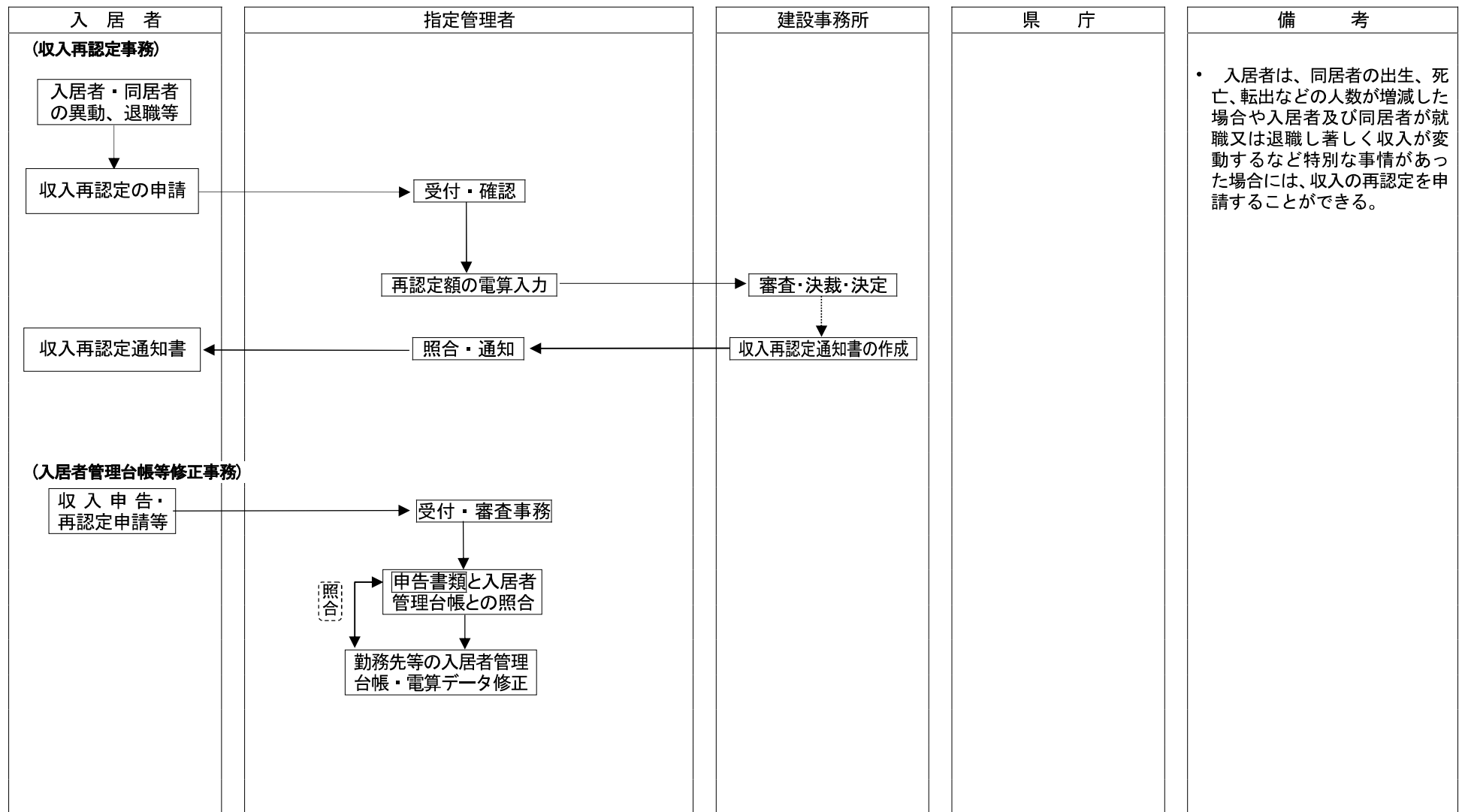
3 収納業務 ①家賃決定事務

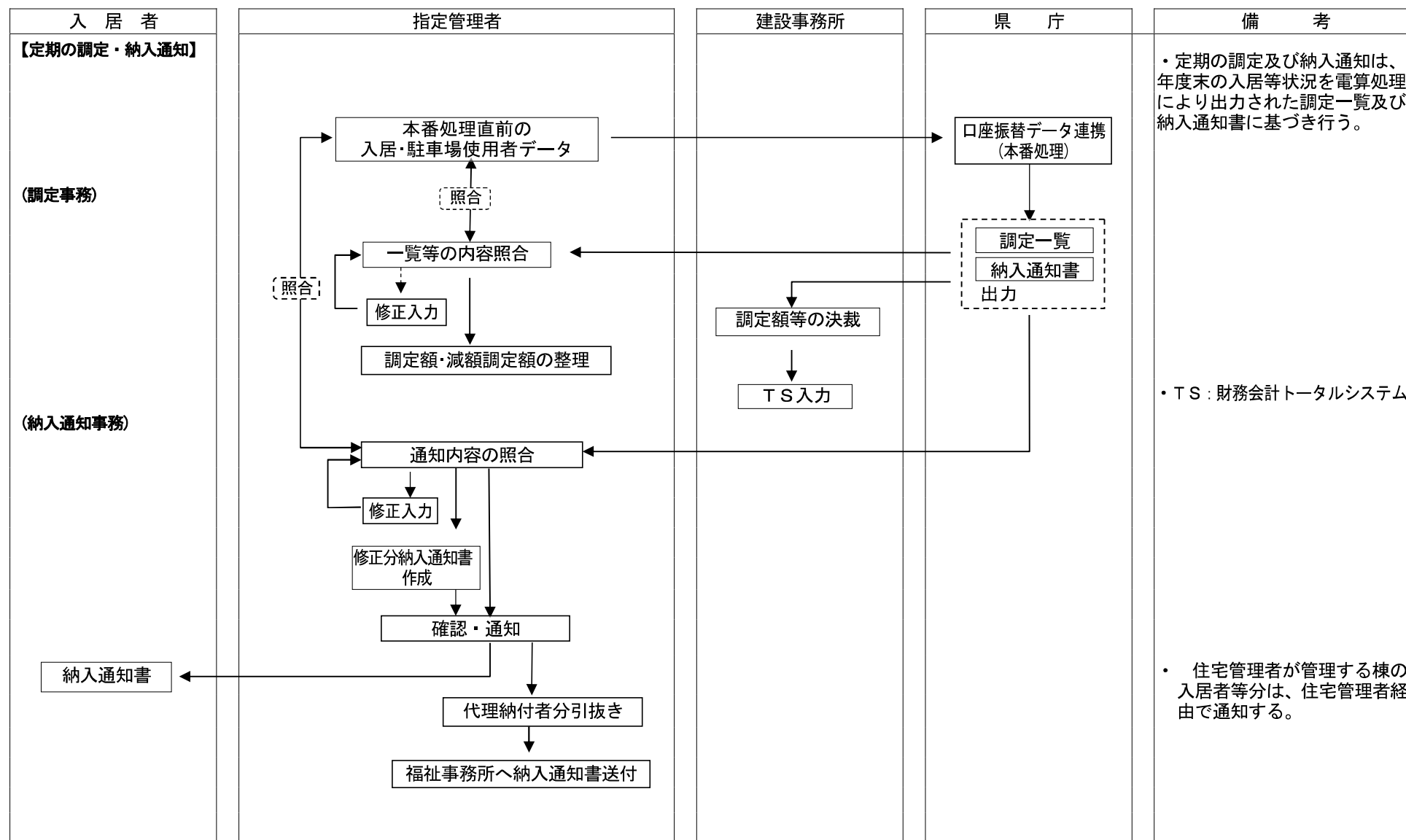


3 収納業務 ①家賃決定事務

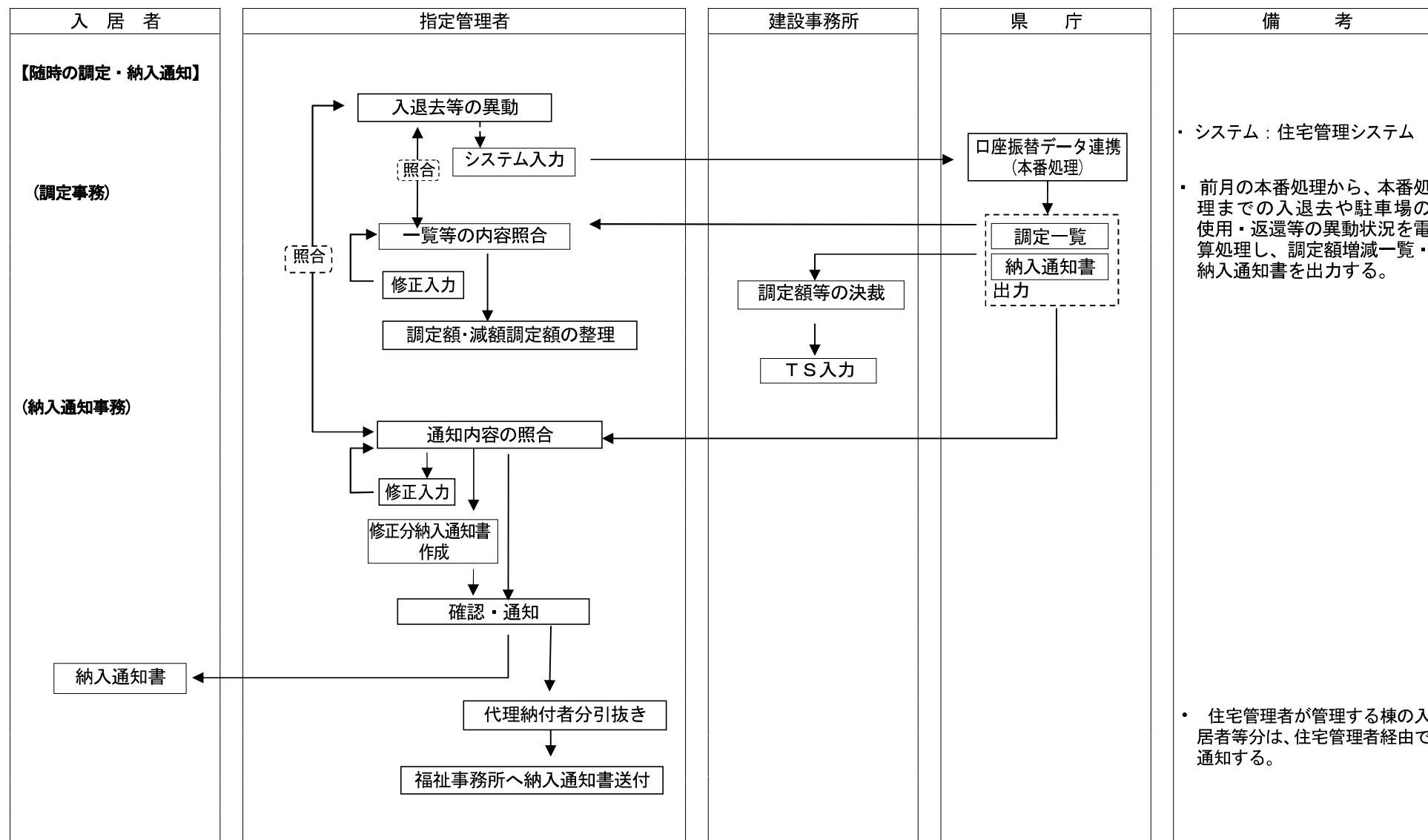


3 収納業務 ①家賃決定事務

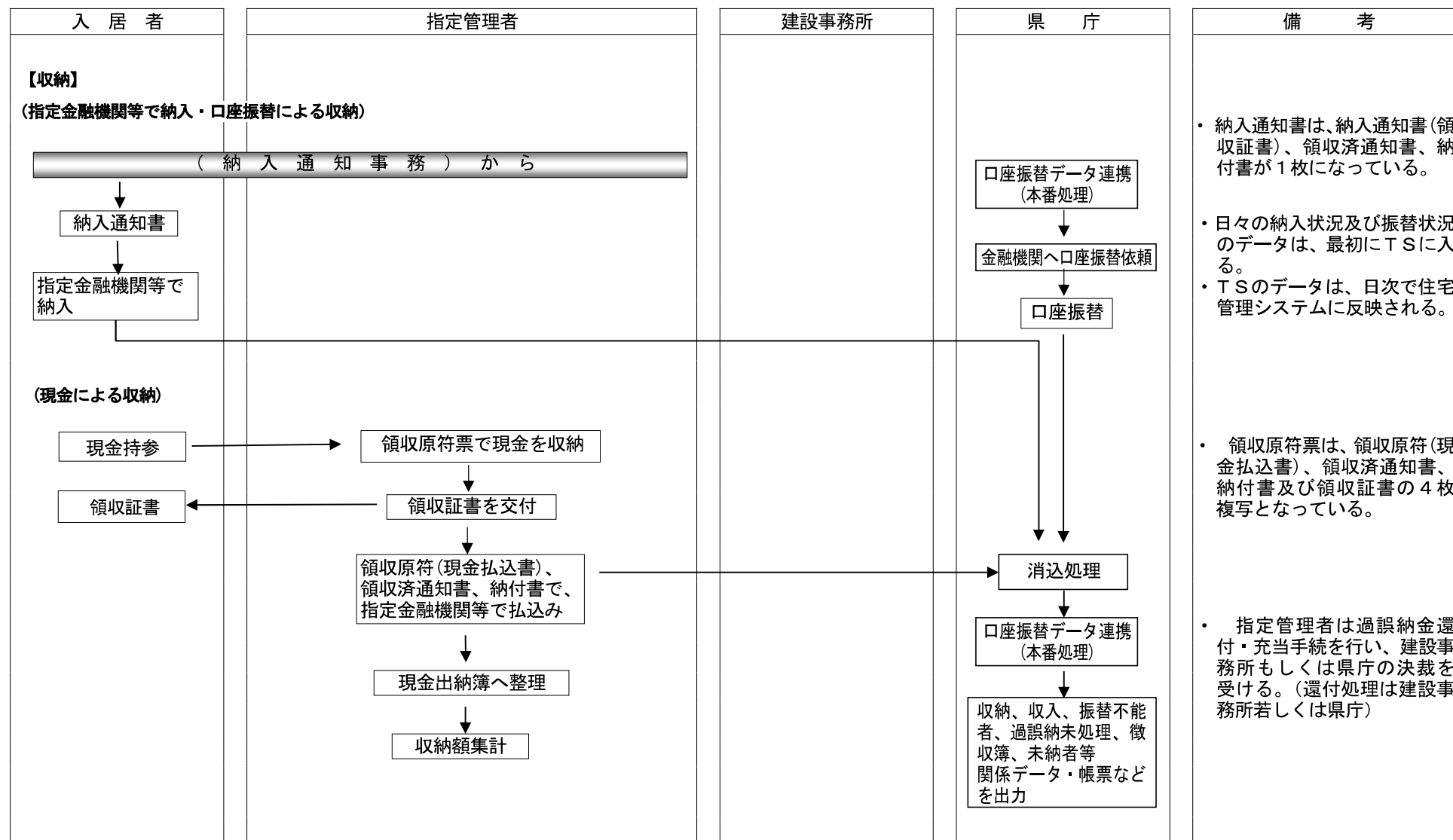




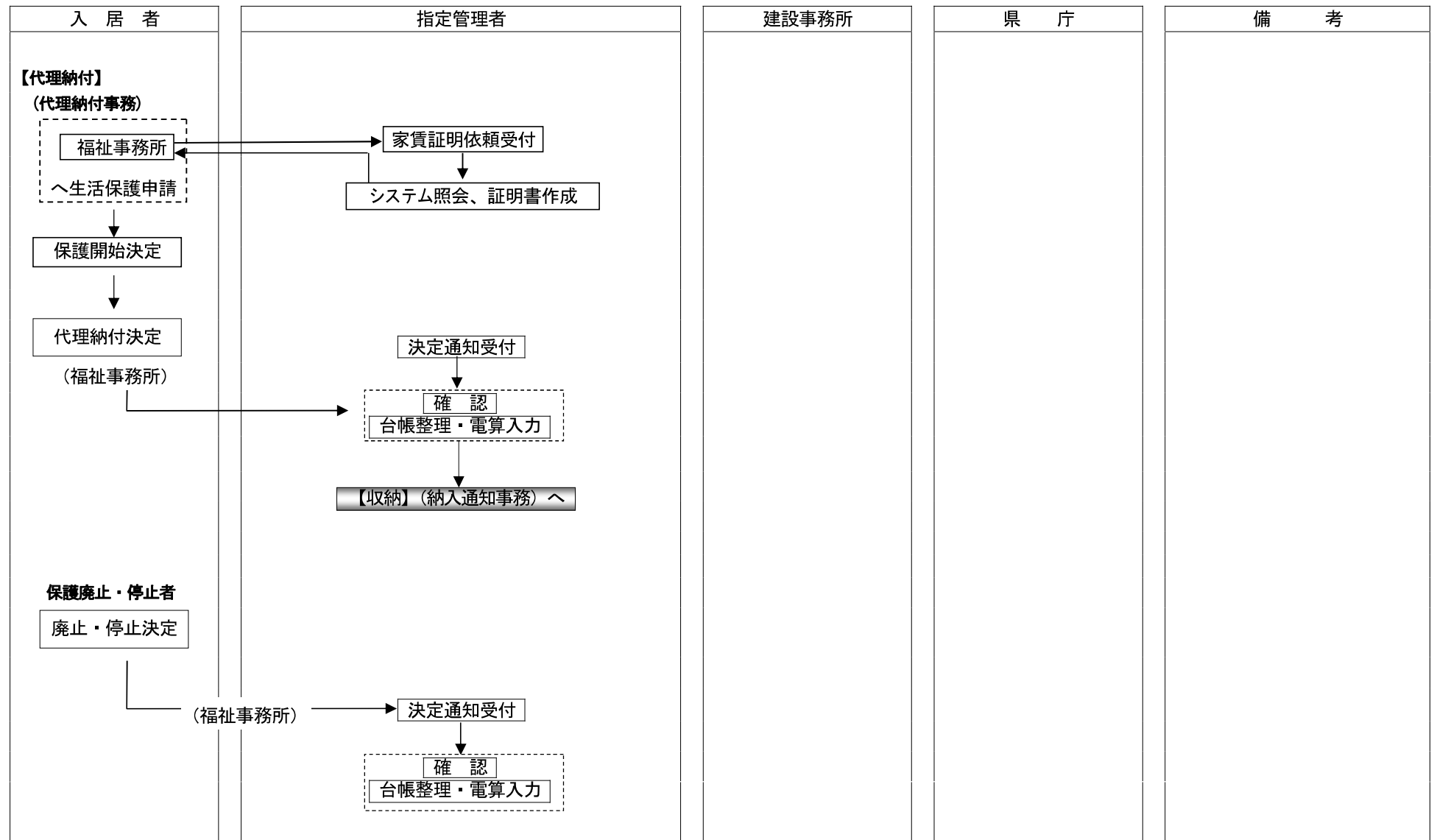
3 収納業務 ②徴収事務 ア調定・収納事務



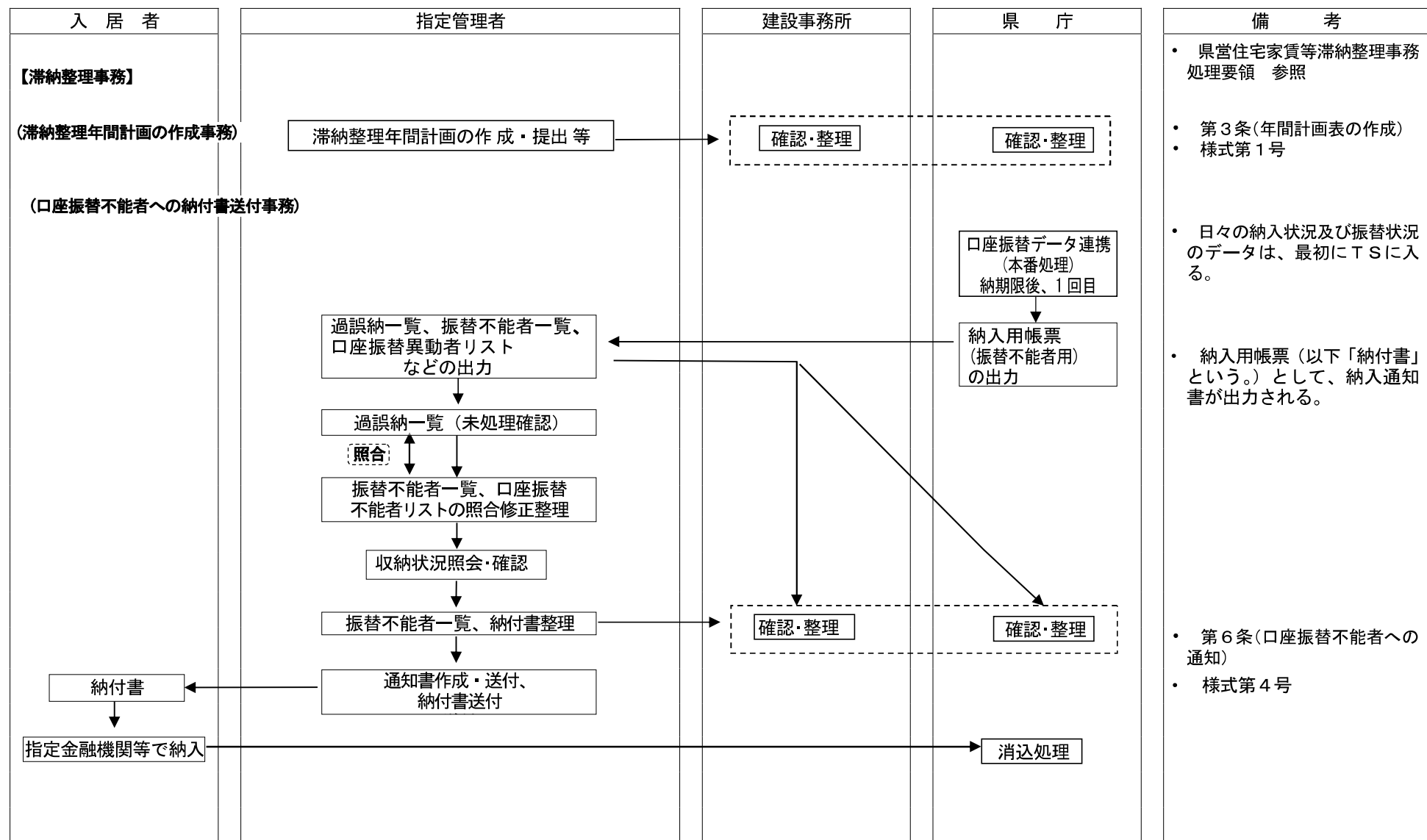
3 収納業務 ②徴収事務 ア調定・収納事務



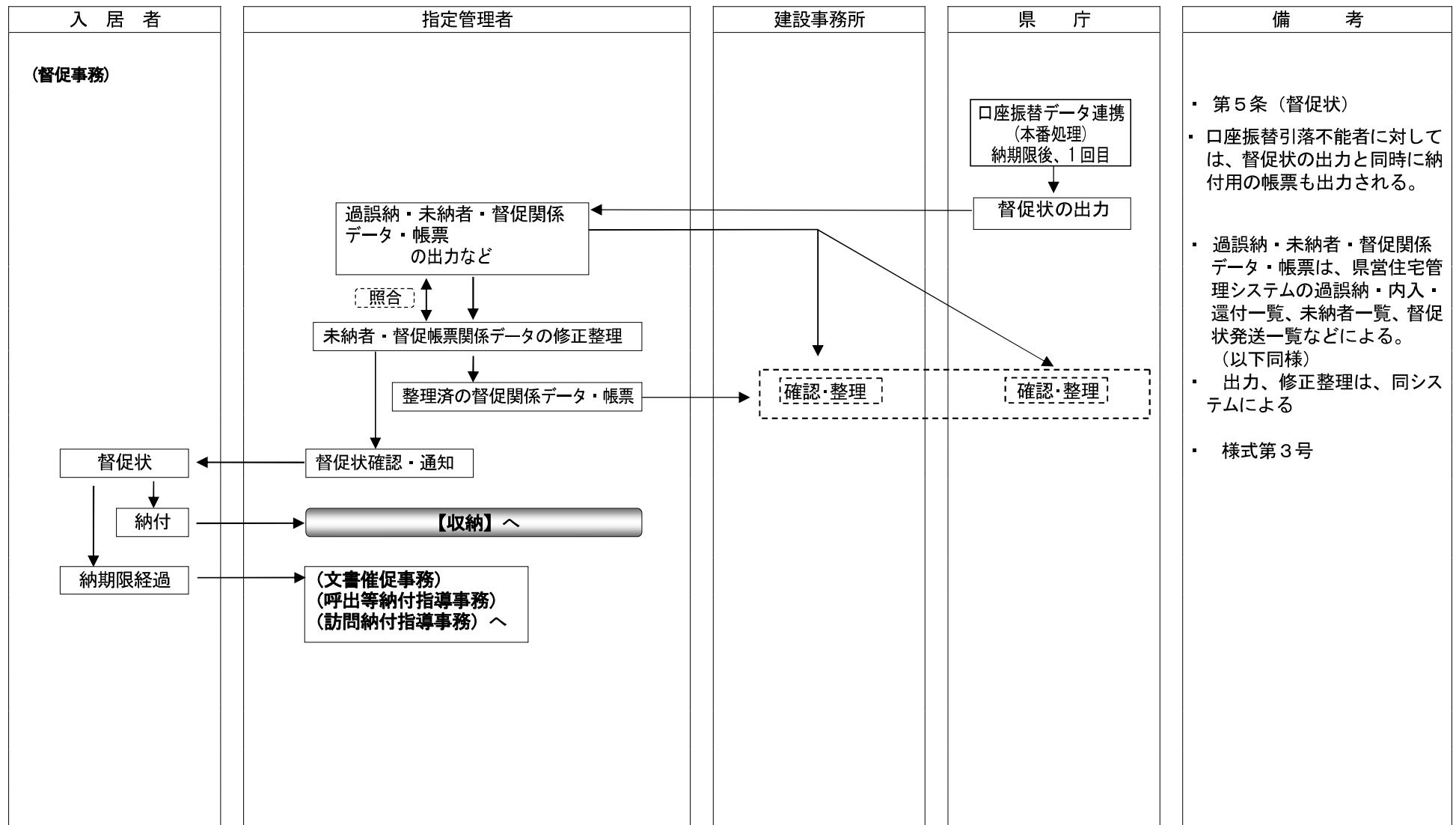
3 収納業務 ②徴収事務 ア調定・収納事務



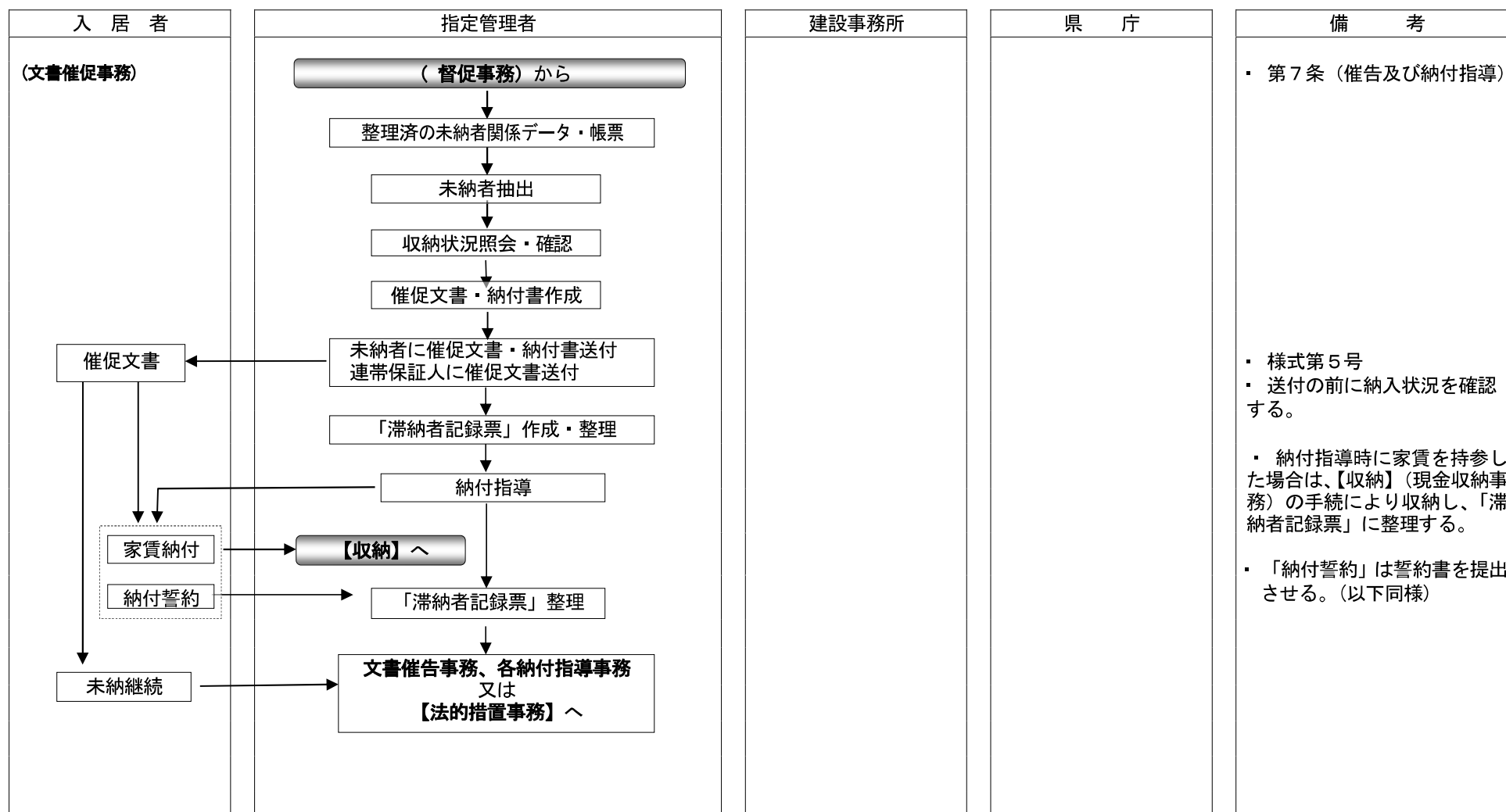
3 収納業務 ②徴収事務 イ滞納整理事務



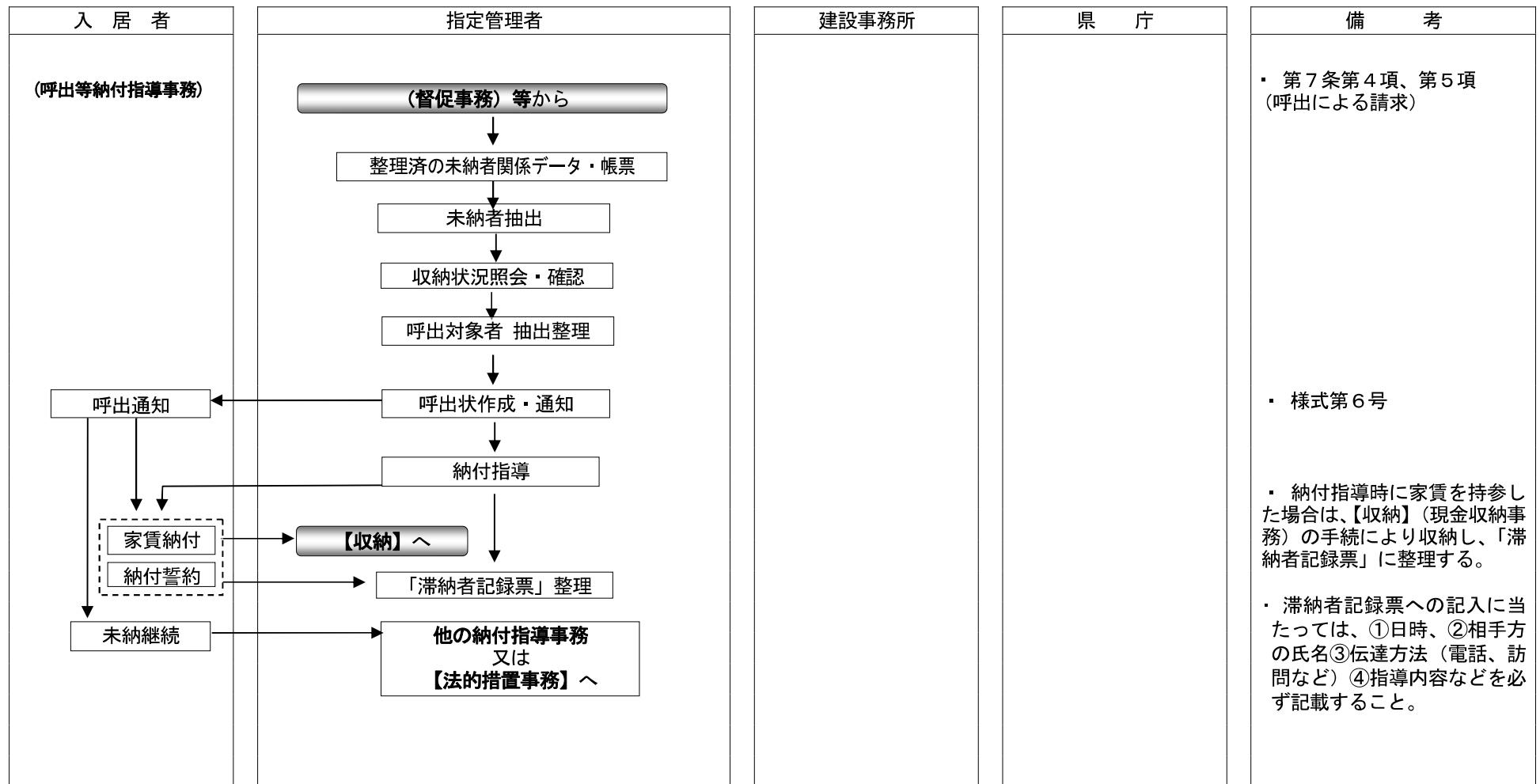
3 収納業務 ②徴収事務 イ滞納整理事務



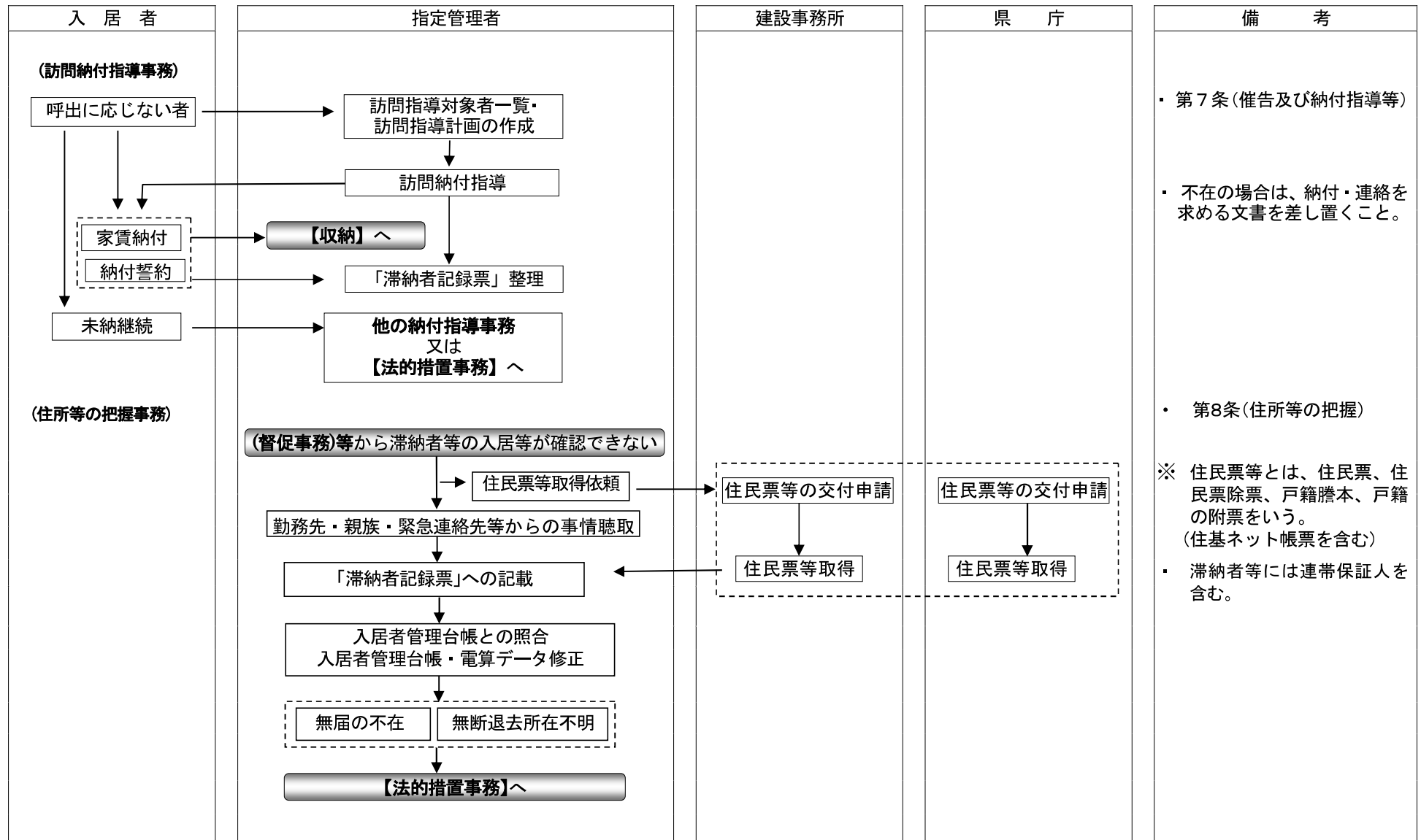
3 収納業務 ②徴収事務 イ滞納整理事務



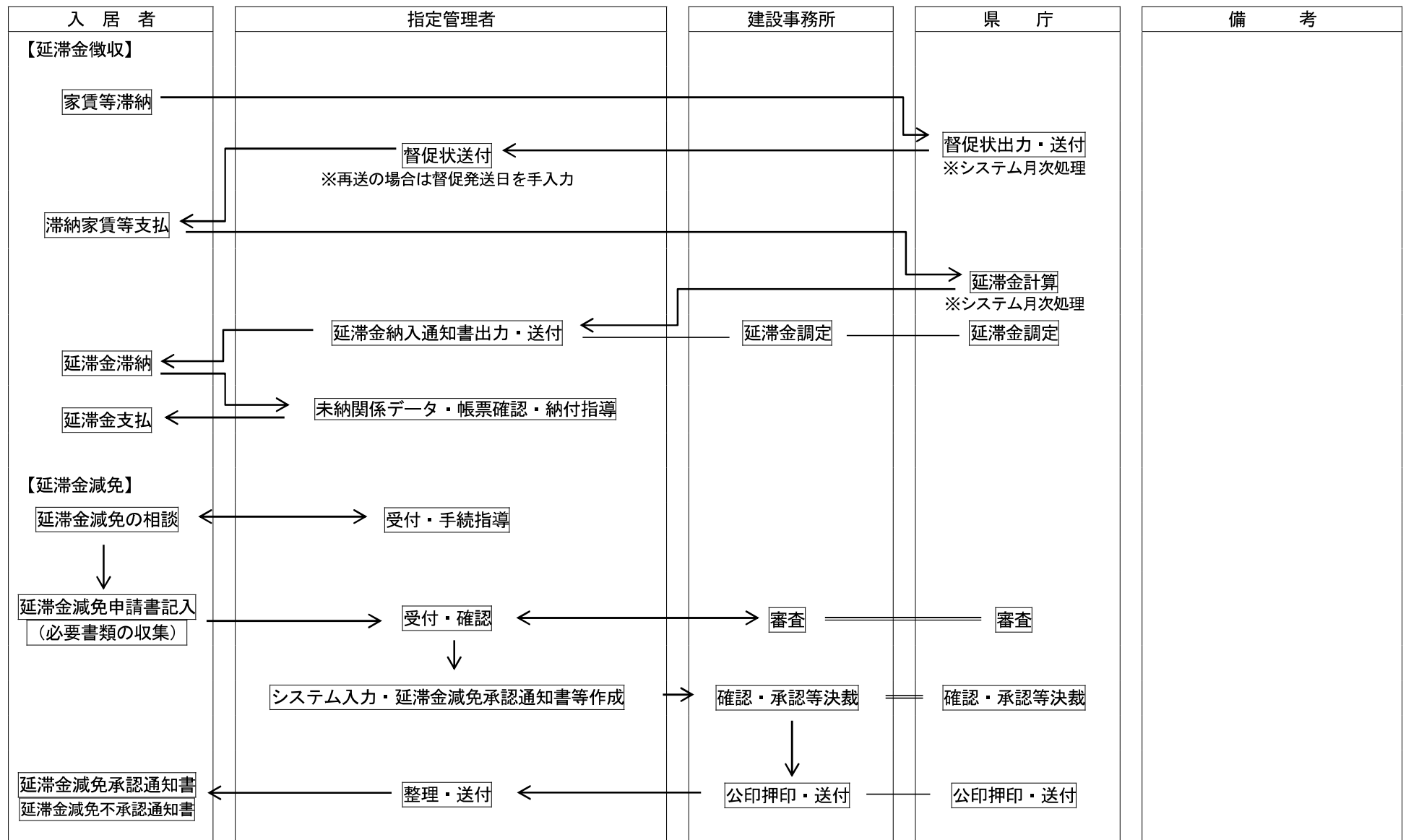
3 収納業務 ②徴収事務 イ滞納整理事務



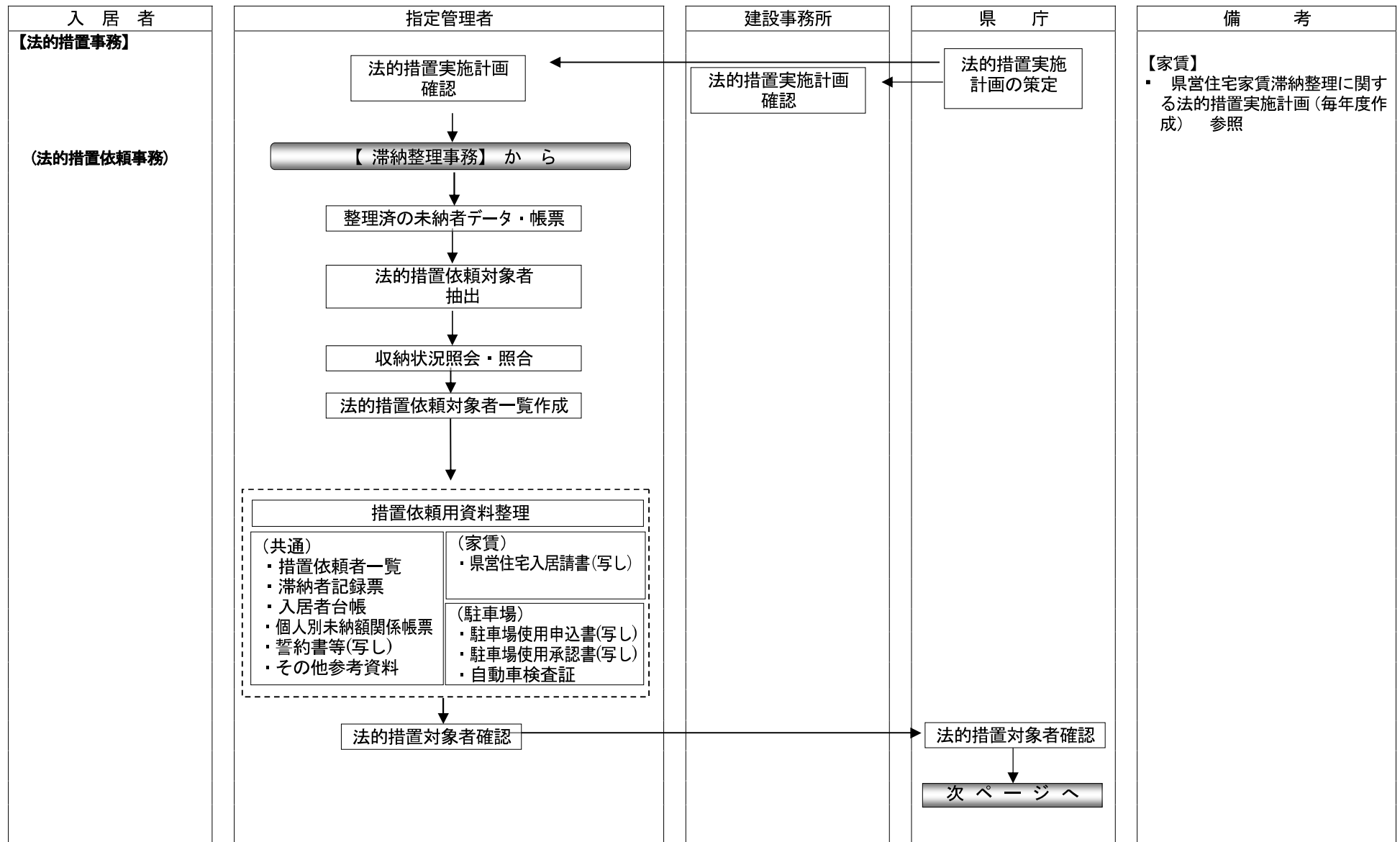
3 収納業務 ②徴収事務 イ滞納整理事務



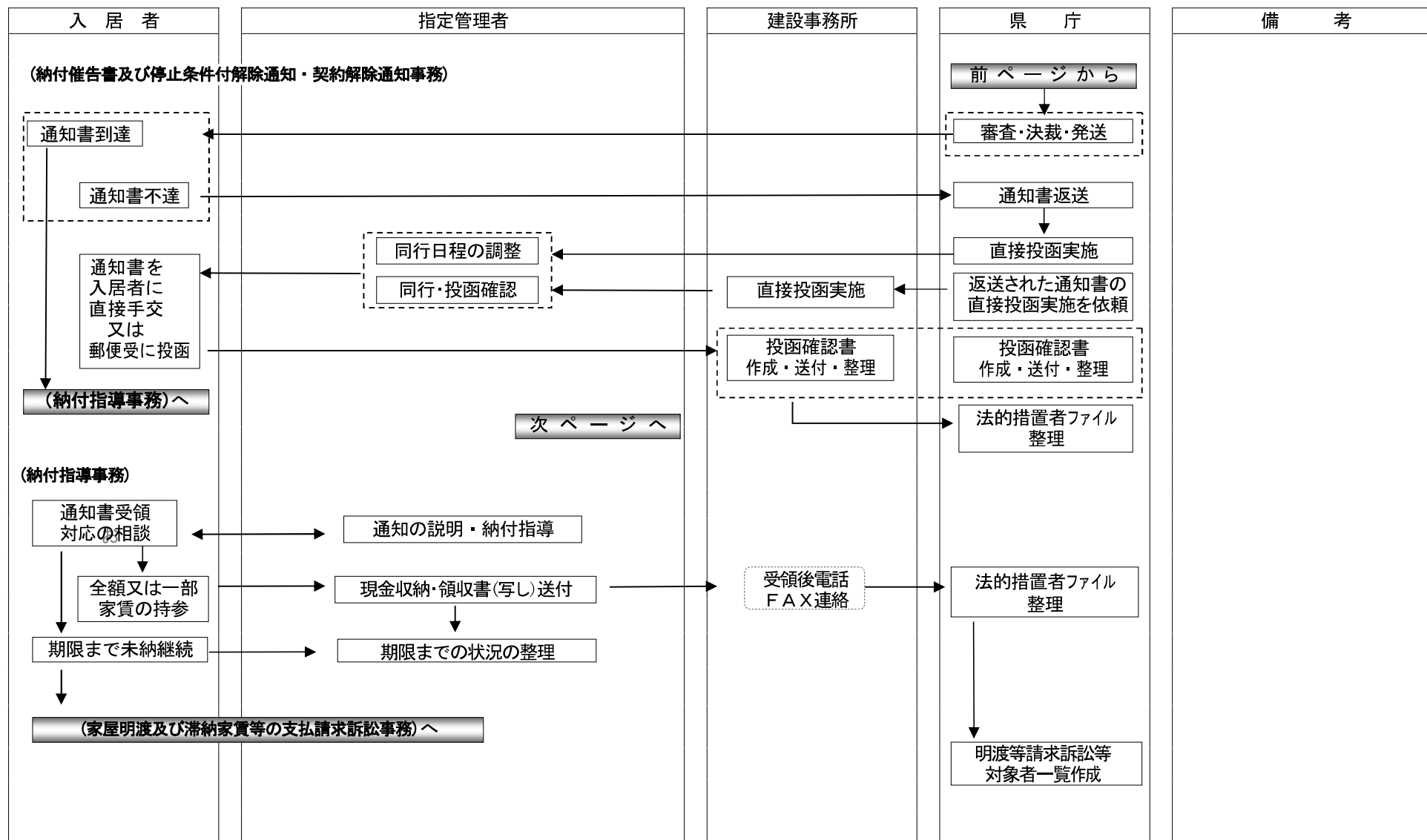
3 収納業務 ②徴収事務 イ滞納整理事務（延滞金徴収及び減免事務）



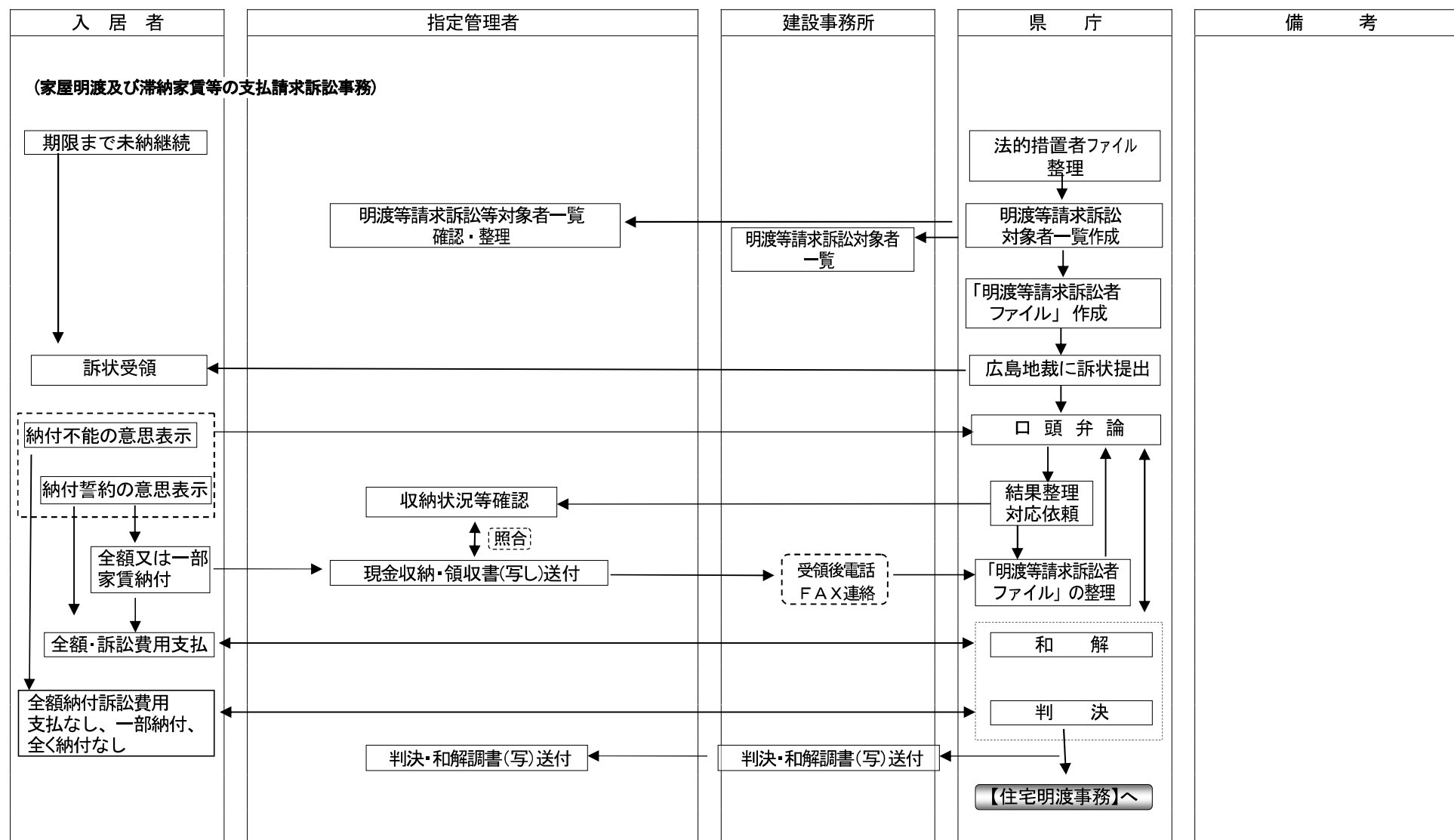
3 収納業務 ②徴収事務 ウ法的措置事務



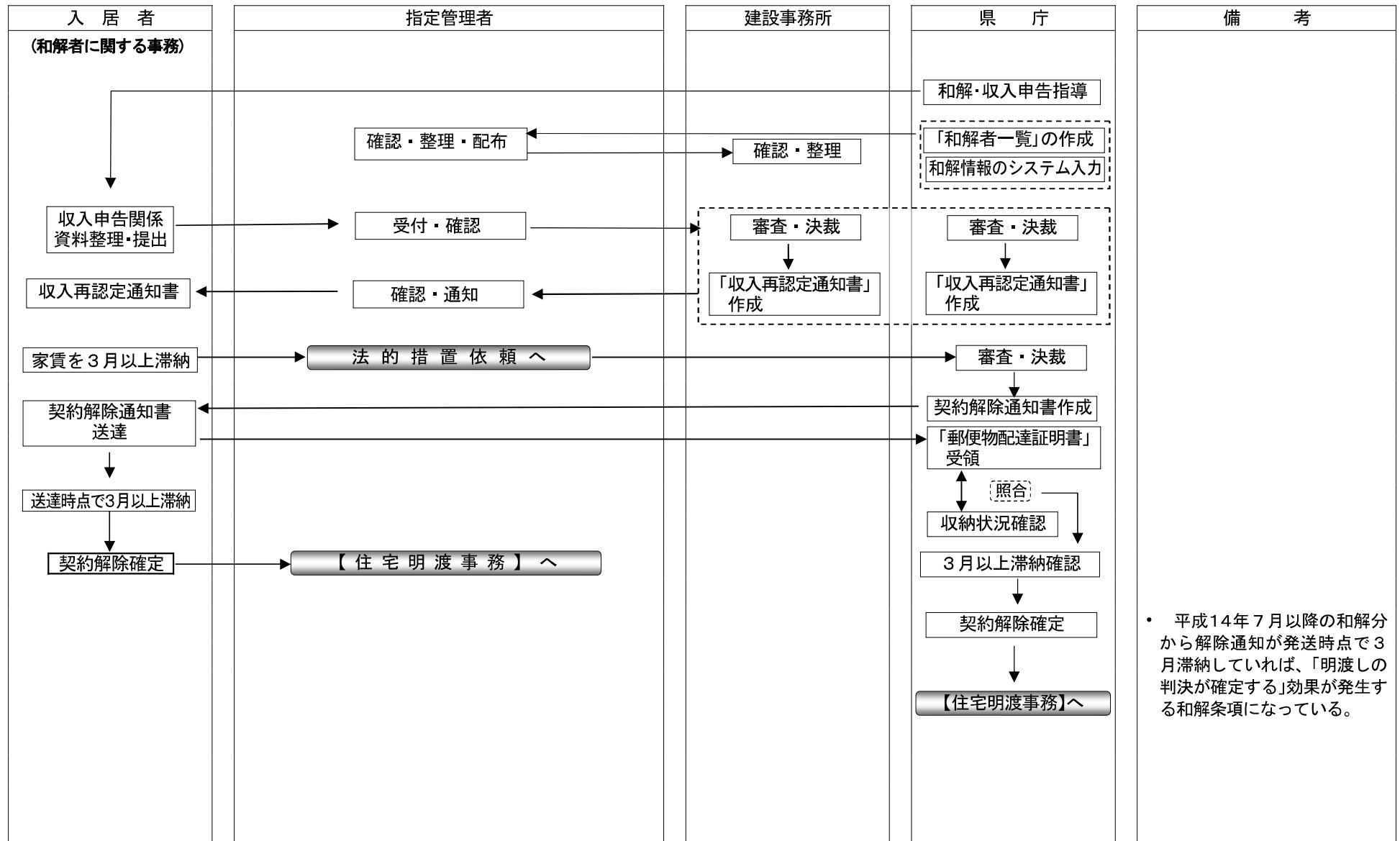
3 収納業務 ②徴収事務 ウ法的措置事務



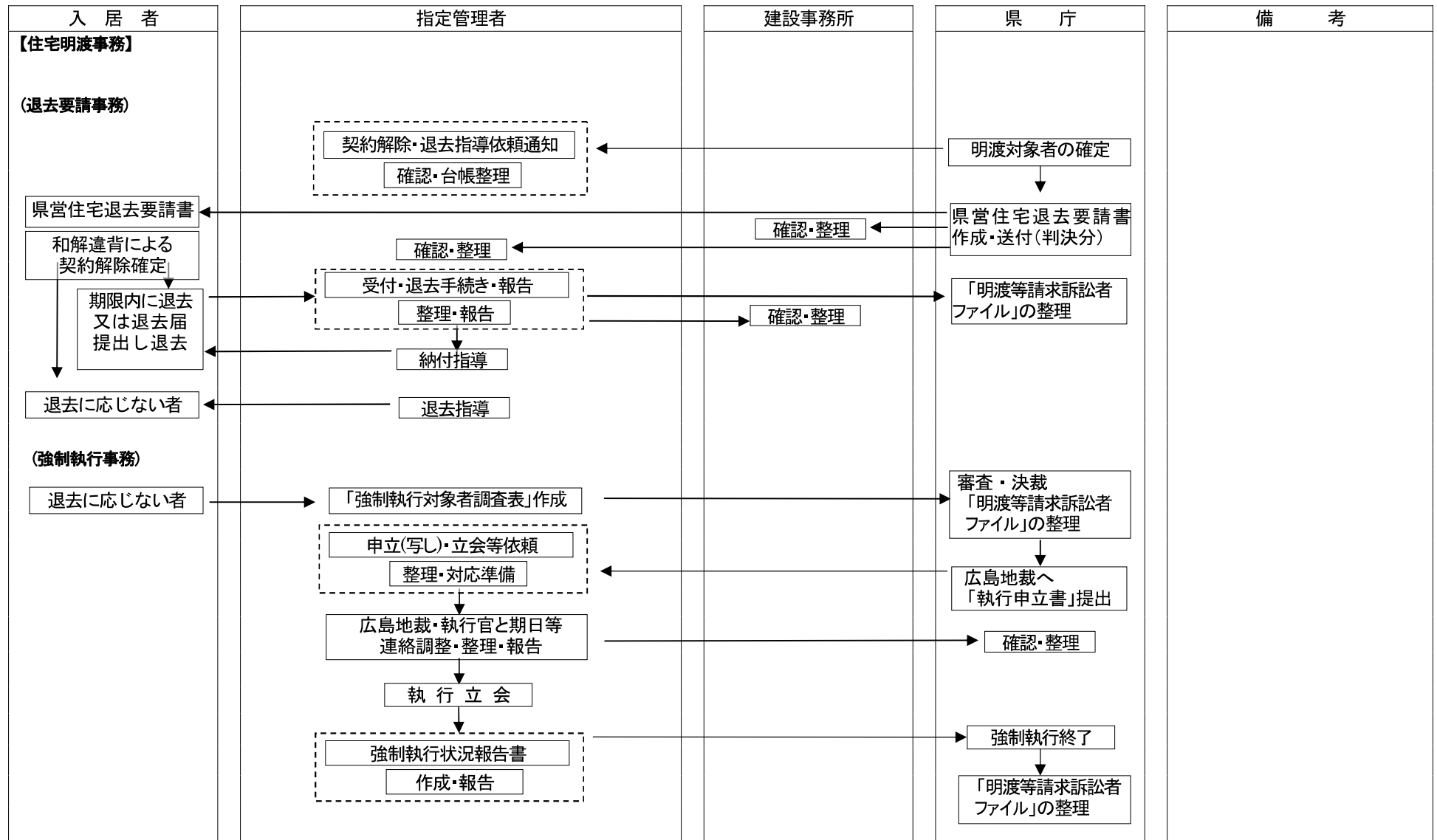
3 収納業務 ②徴収事務 ウ法的措置事務



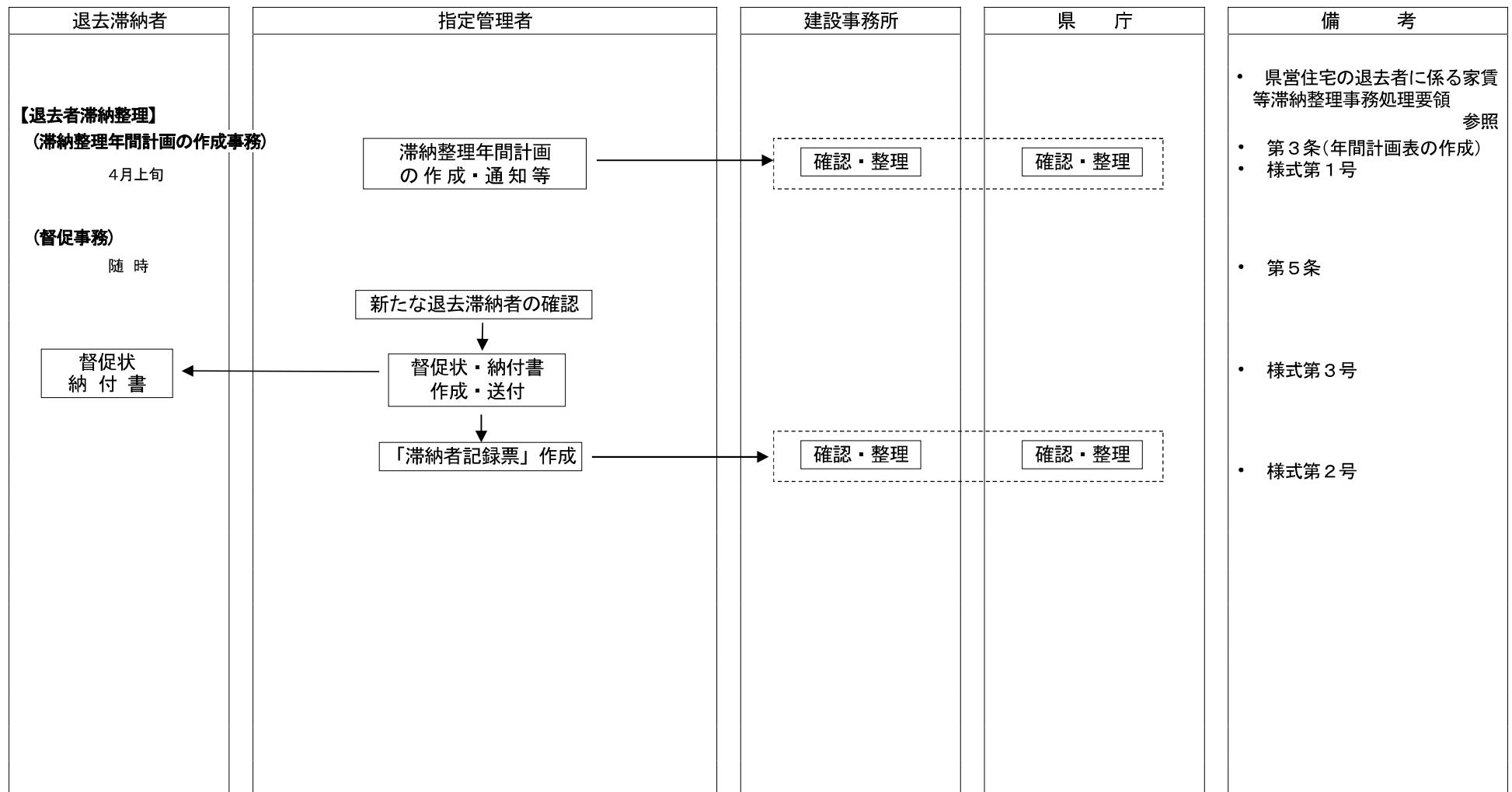
3 収納業務 ②徴収事務 ウ法的措置事務



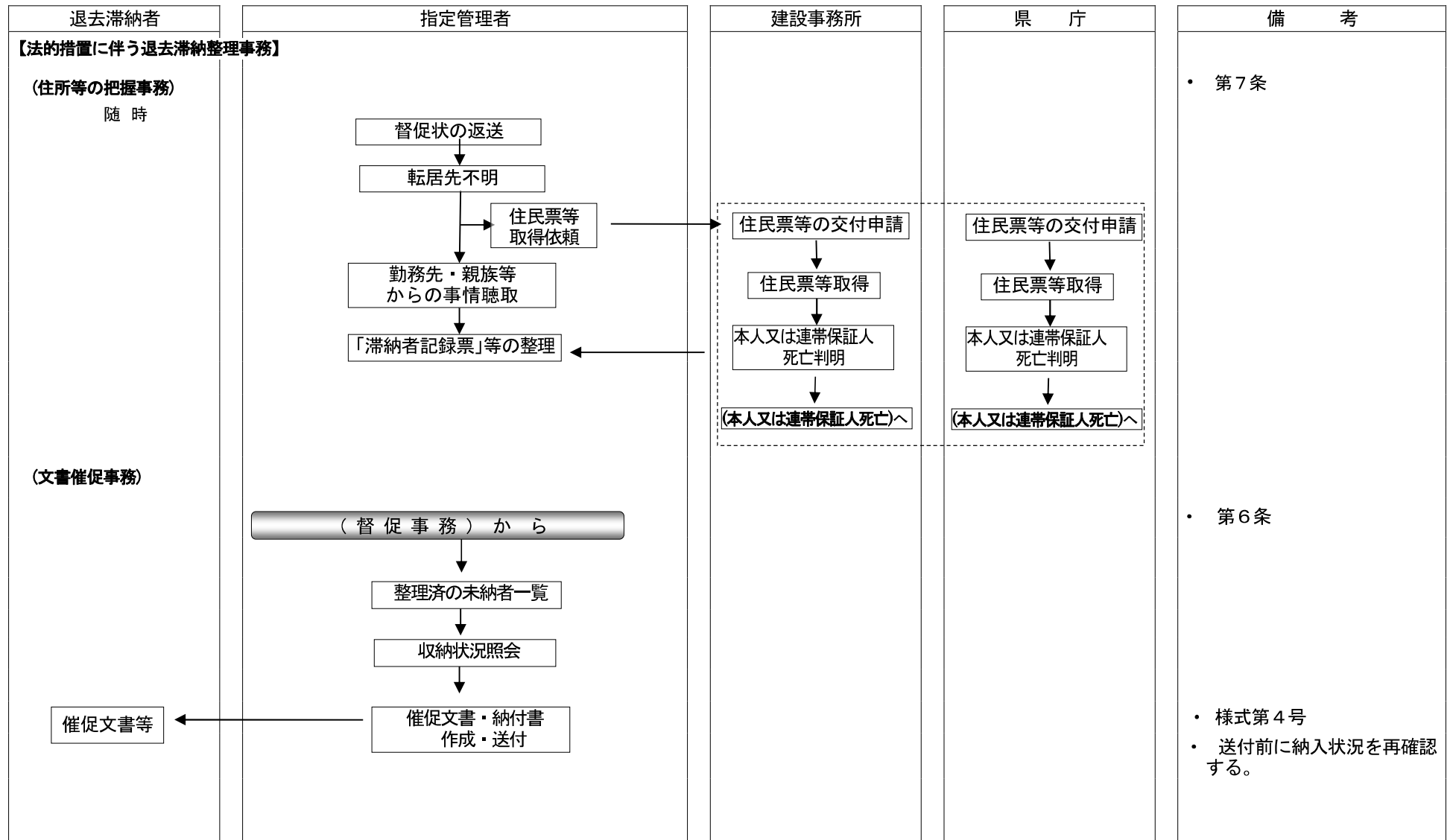
3 収納業務 ②徴収事務 ウ法的措置事務



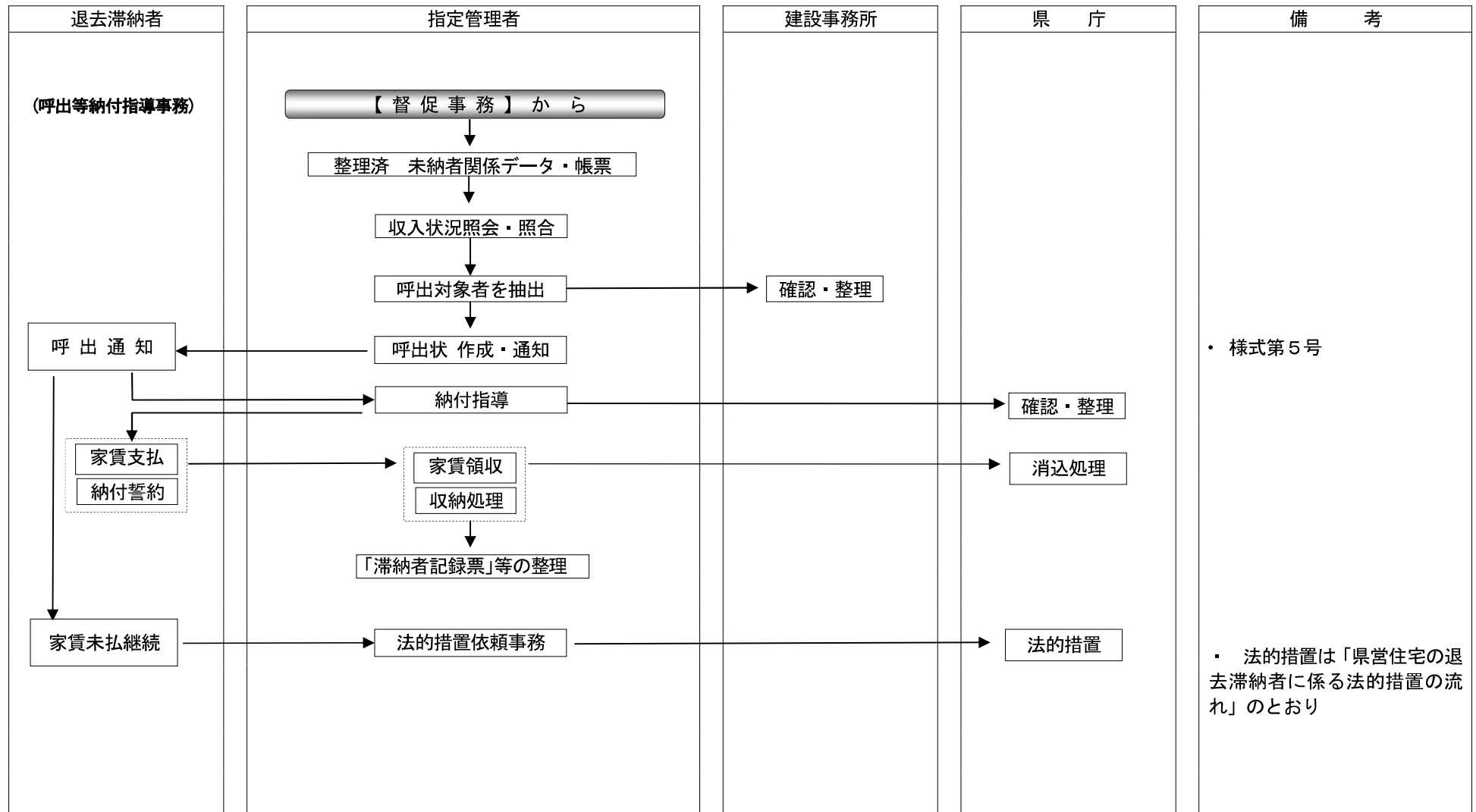
3 収納業務 ②徴収事務 エ退去者滞納整理事務



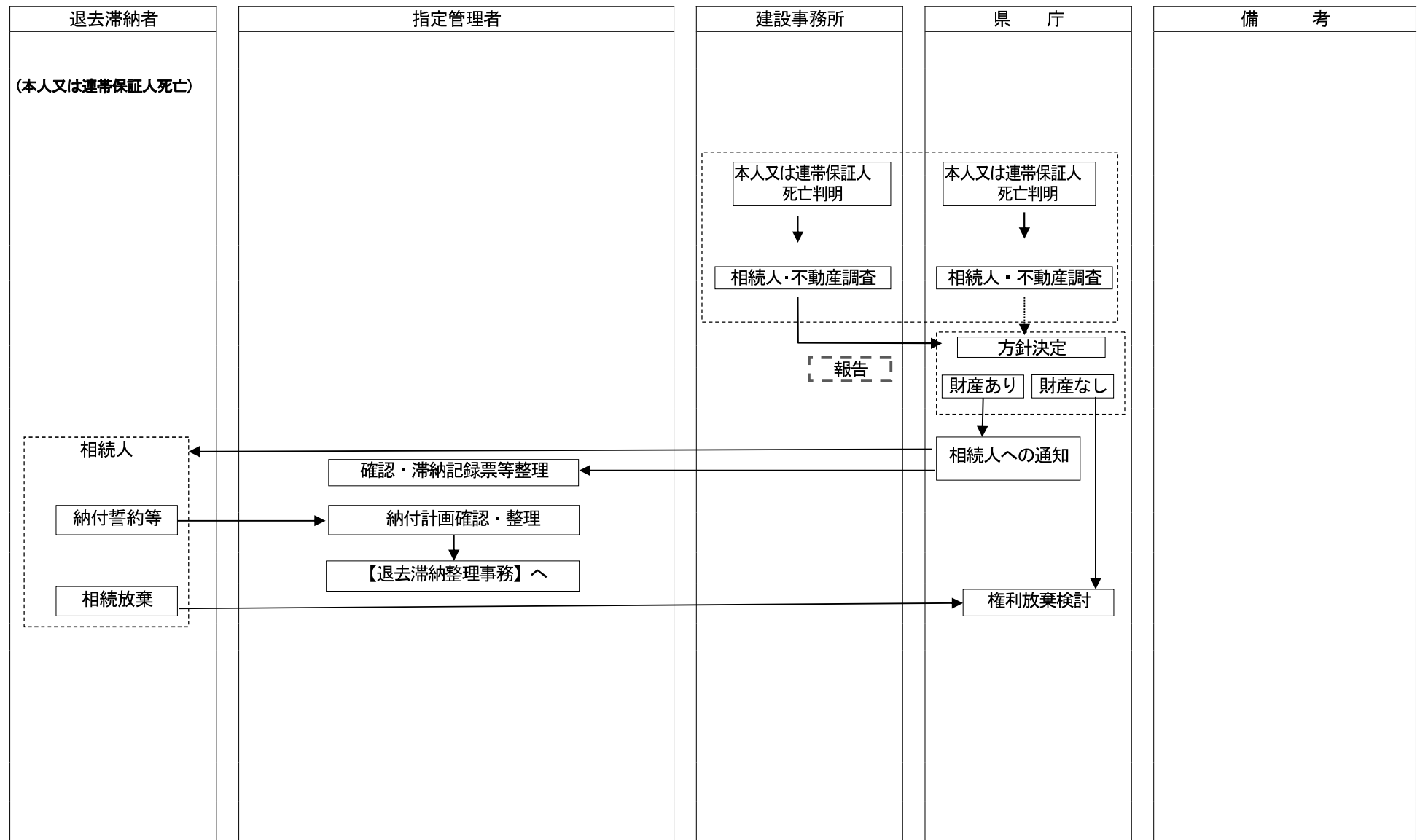
3 収納業務 ②徴収事務 エ退去者滞納整理事務



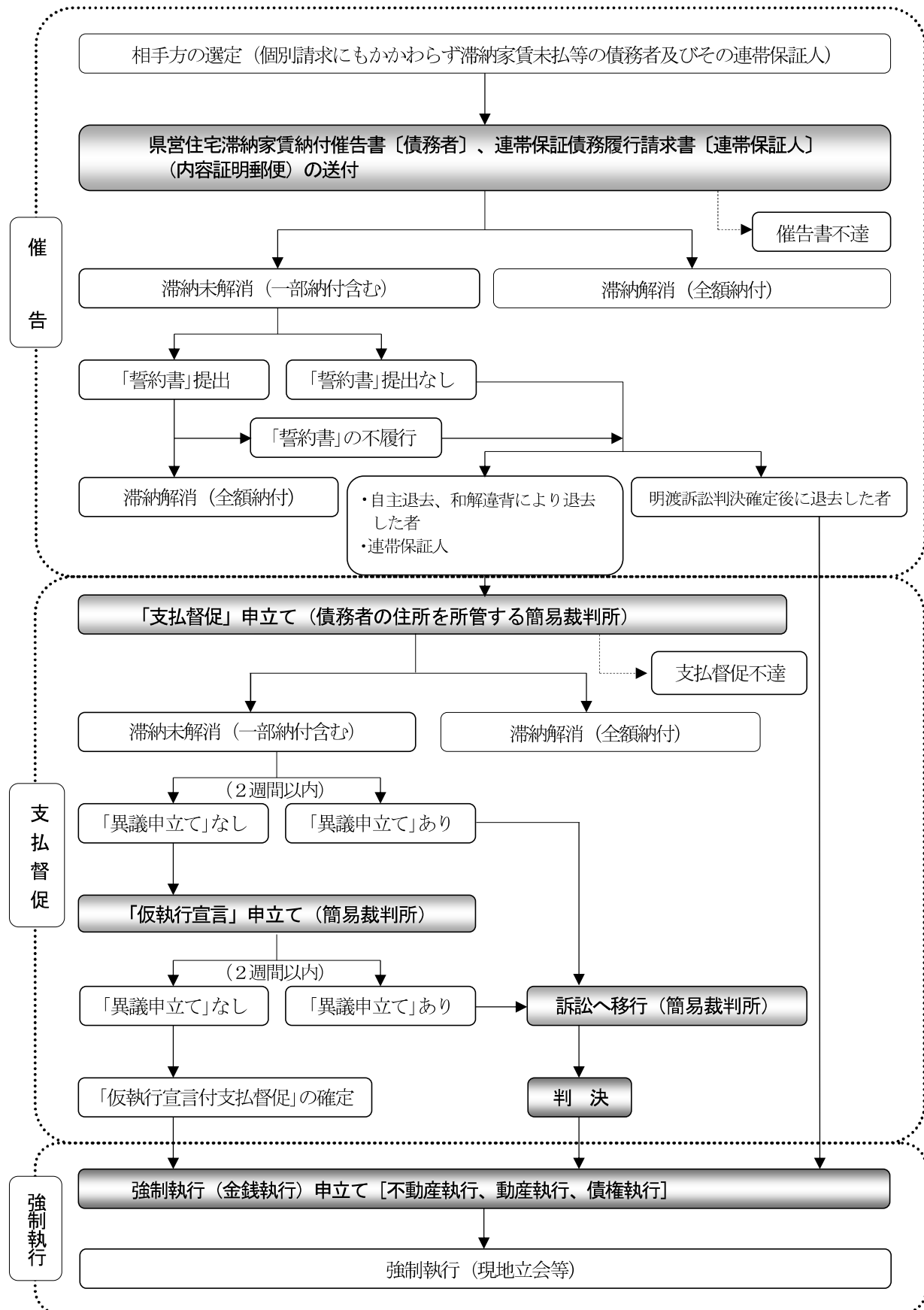
3 収納業務 ②徴収事務 エ退去者滞納整理事務



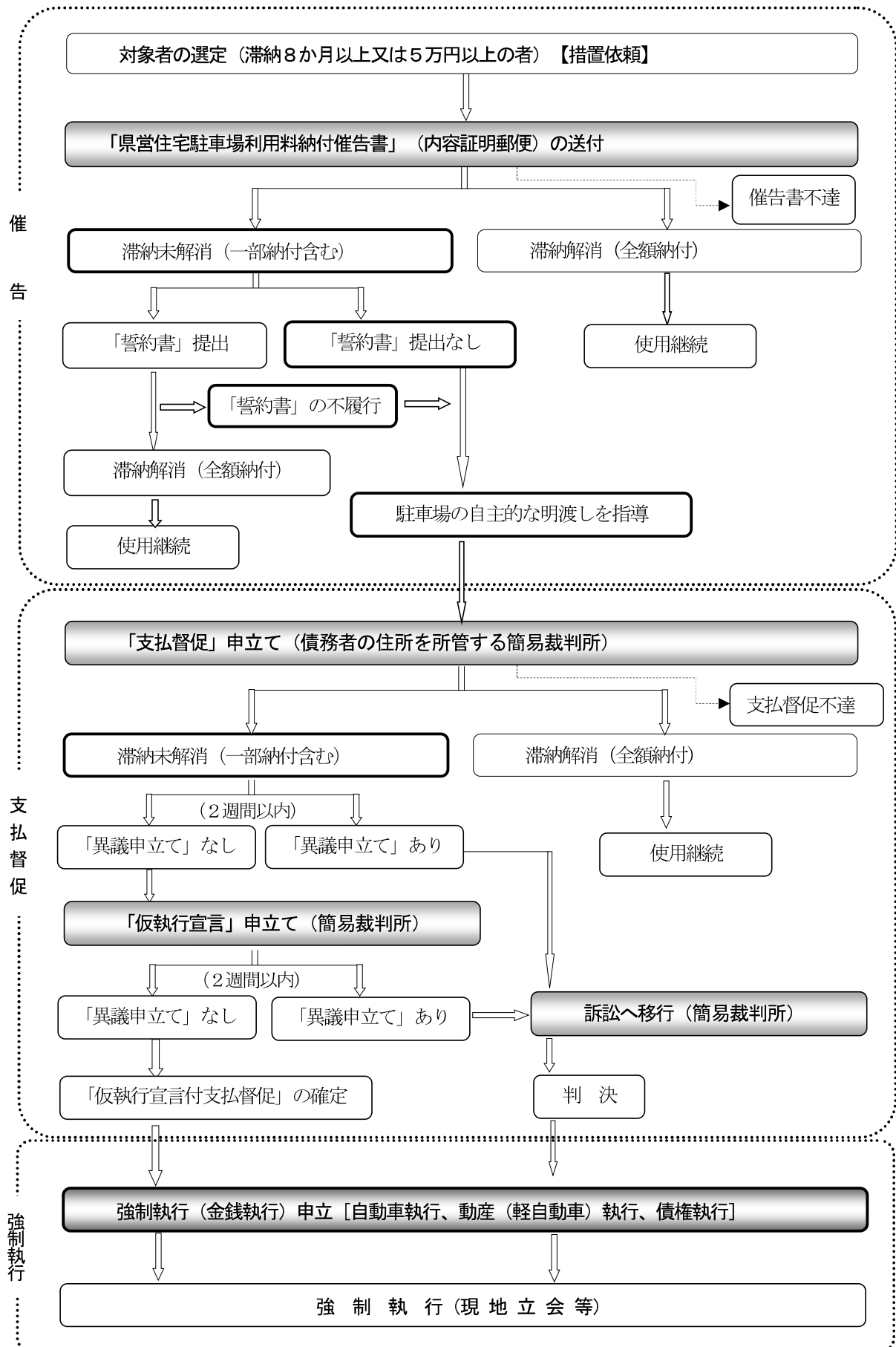
3 収納業務 ②徴収事務 エ退去者滞納整理事務



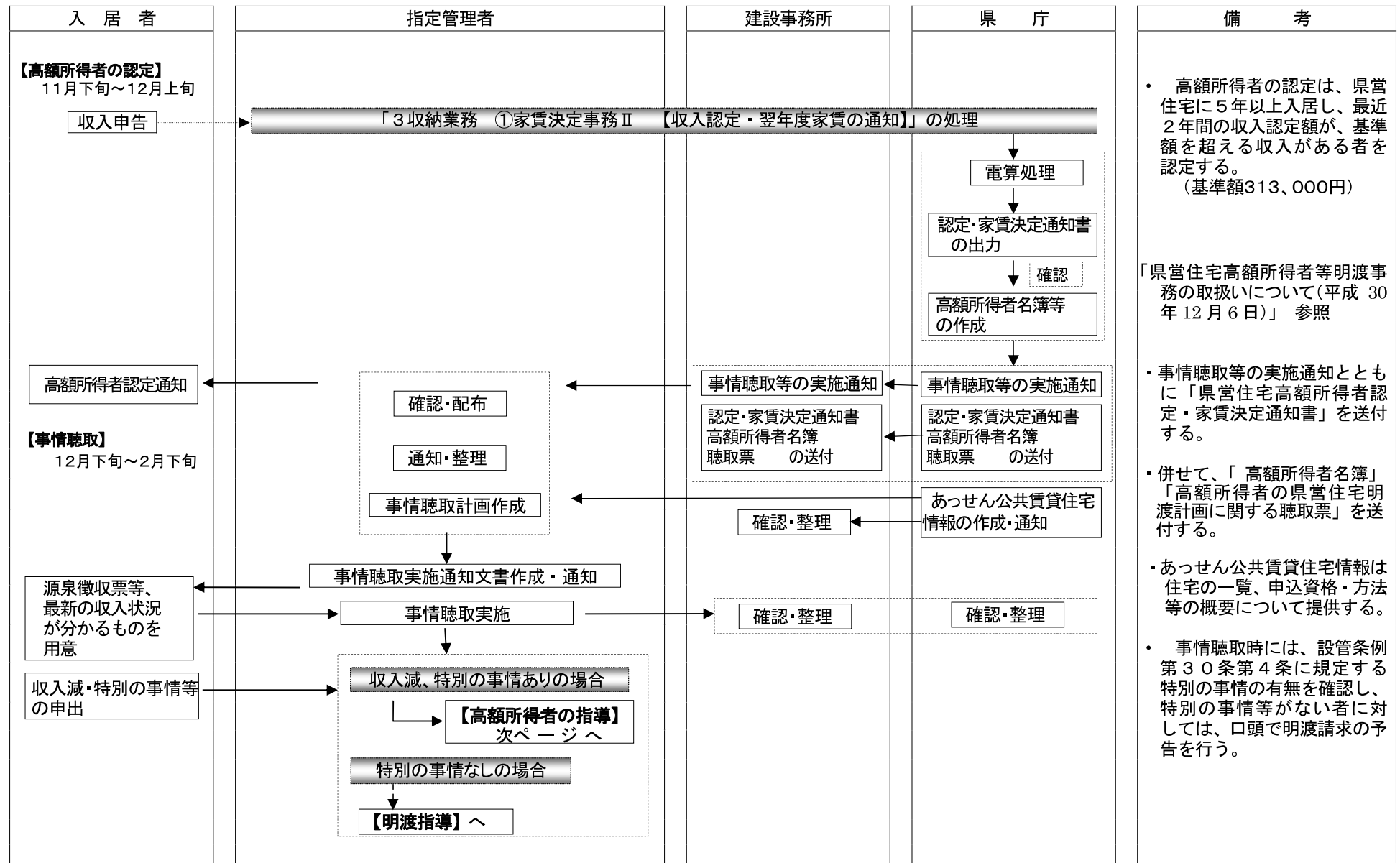
県営住宅の退去滞納者に係る法的措置の流れ



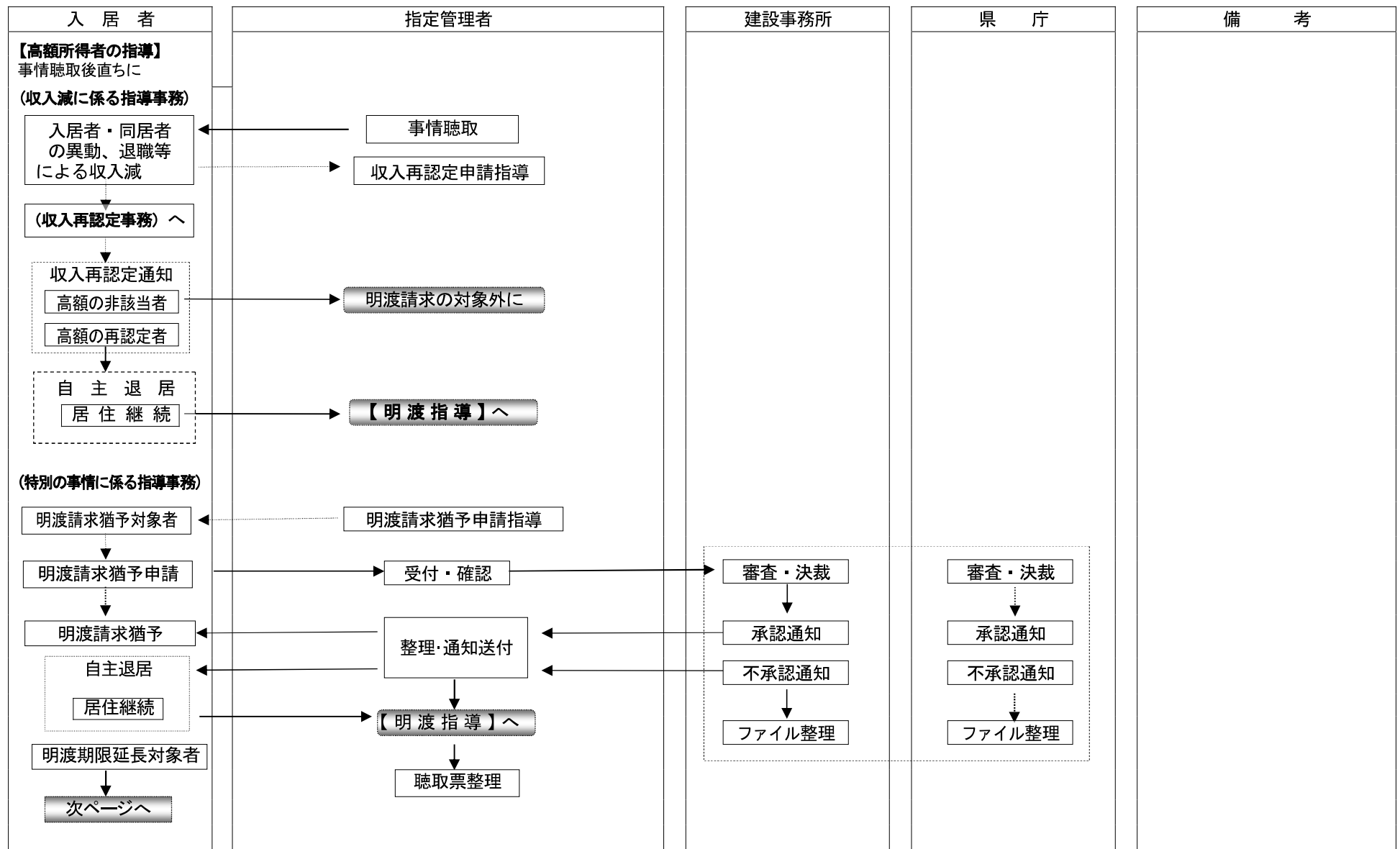
県営住宅駐車場使用料滞納整理に係る法的措置の流れ



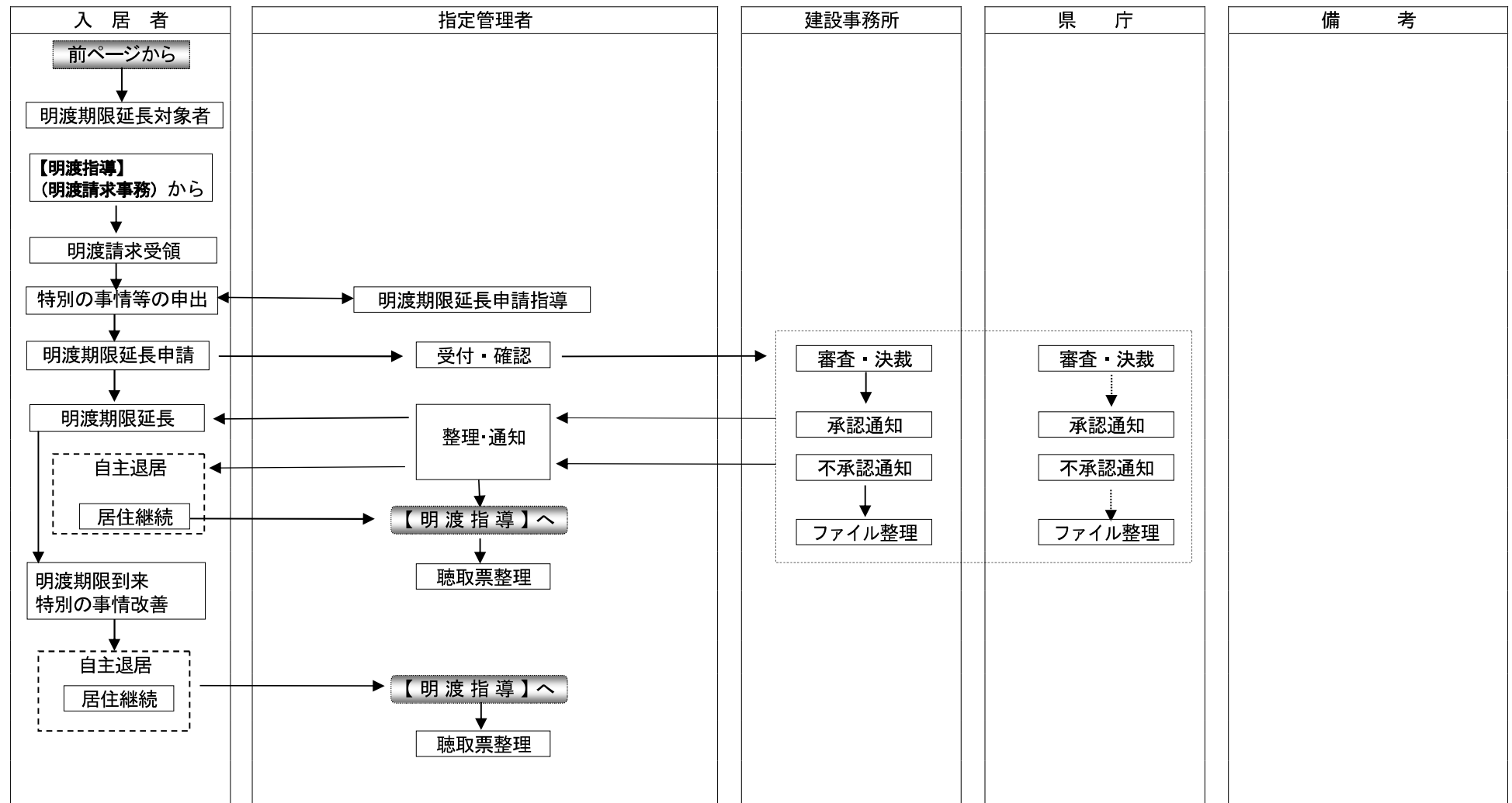
3 収納業務 ②高額所得者事務



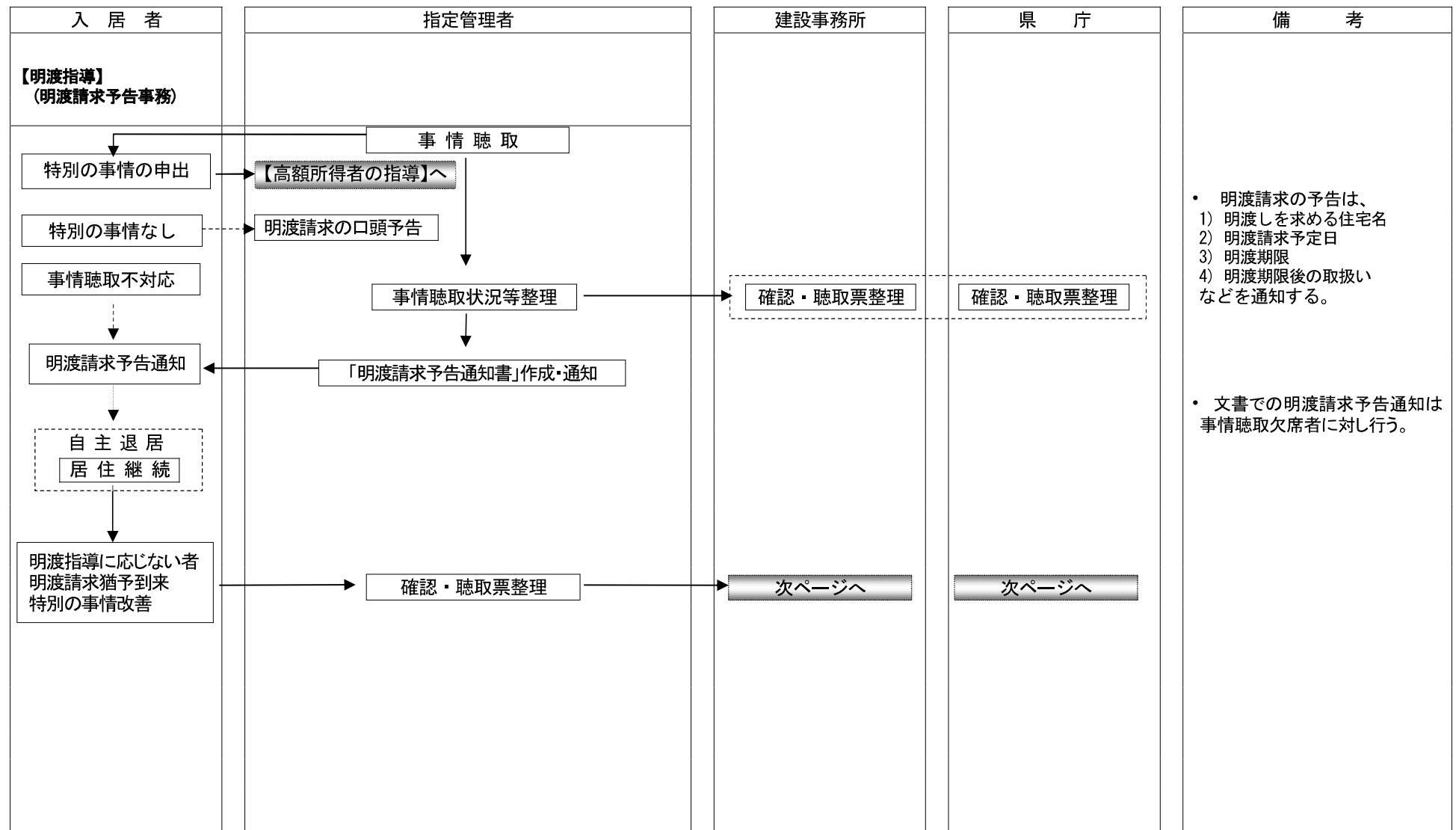
3 収納業務 ②高額所得者事務



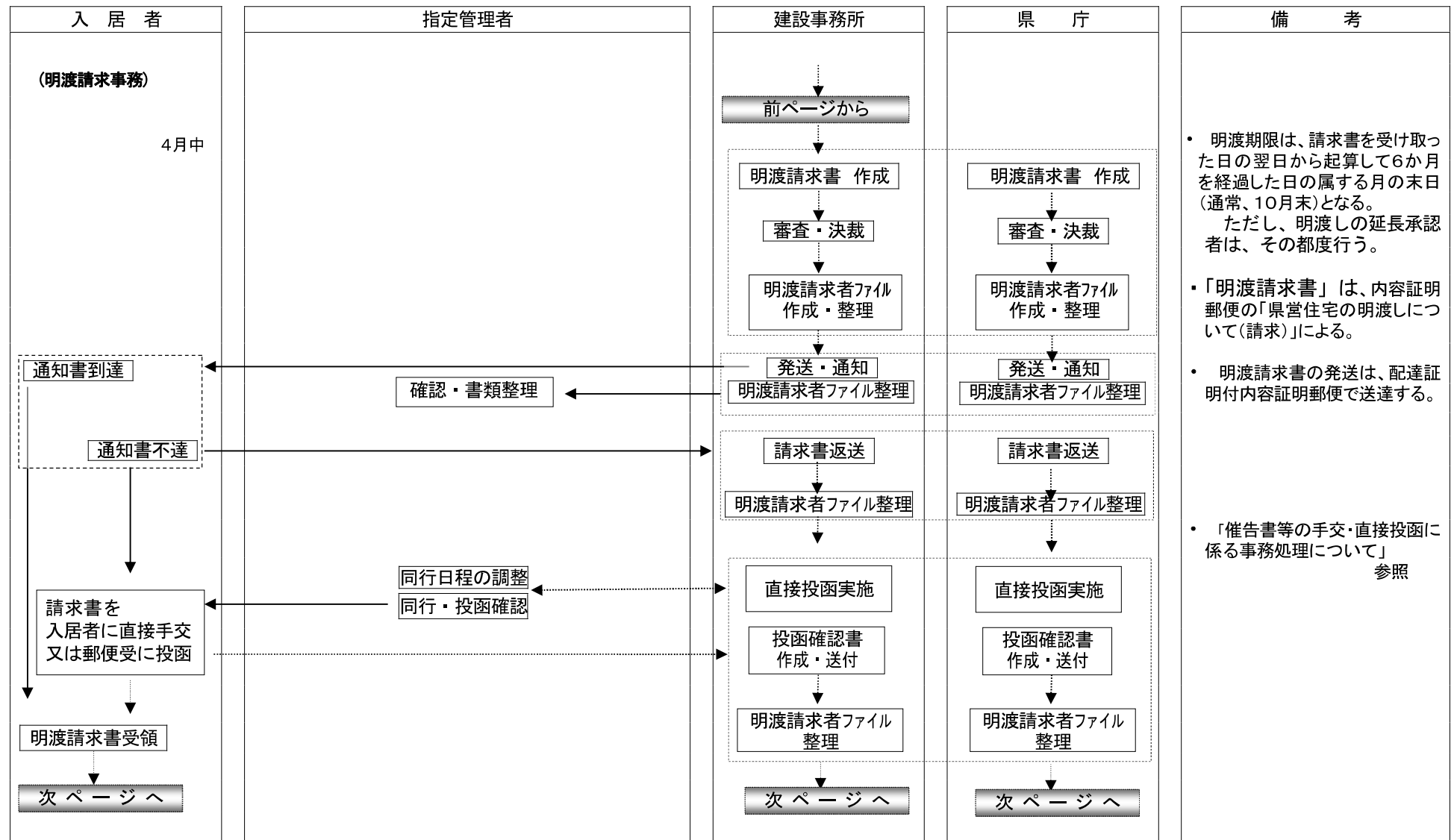
3 収納業務 ②高額所得者事務



3 収納業務 ②高額所得者事務



3 収納業務 ②高額所得者事務



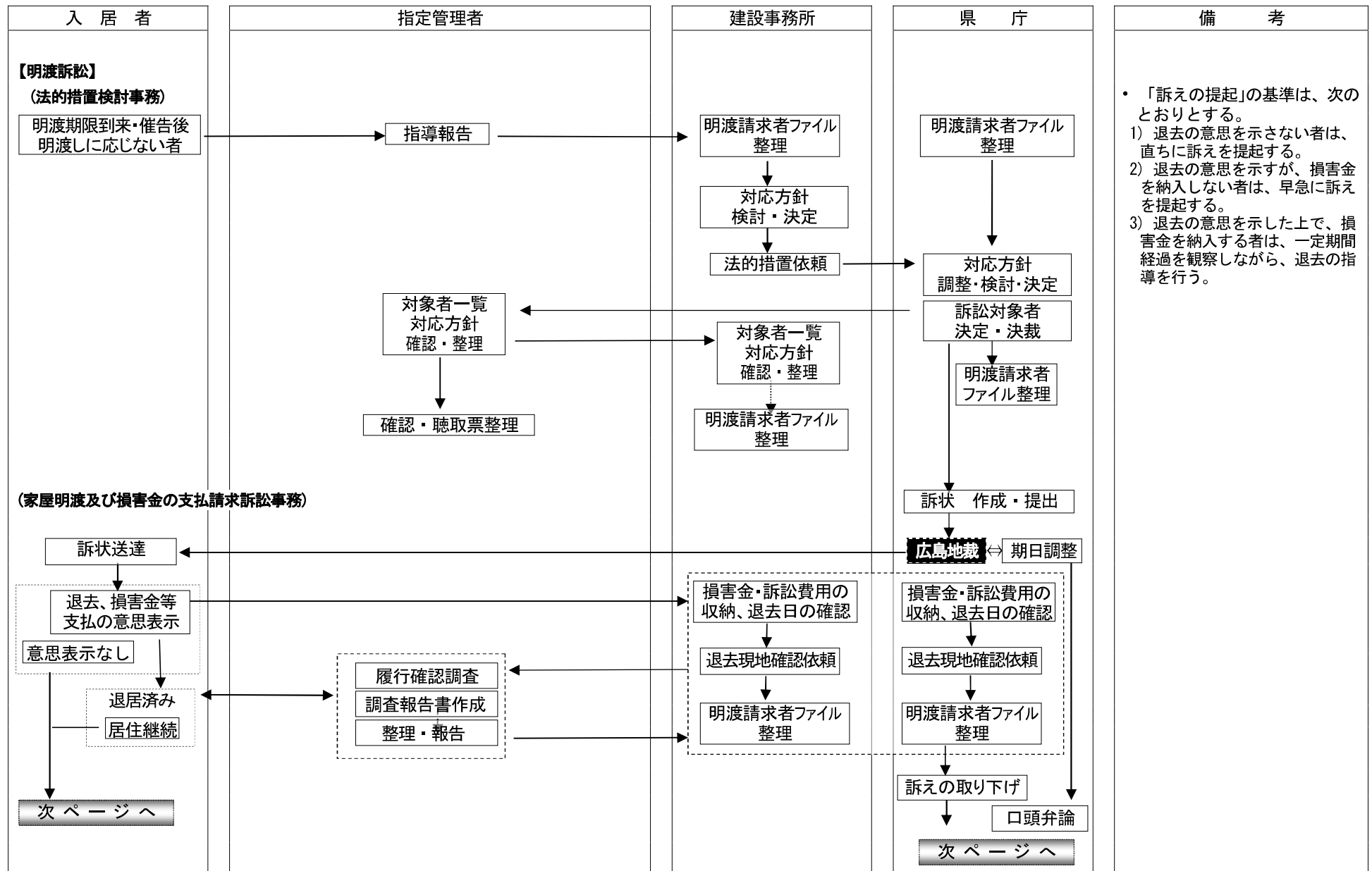
3 収納業務 ②高額所得者事務



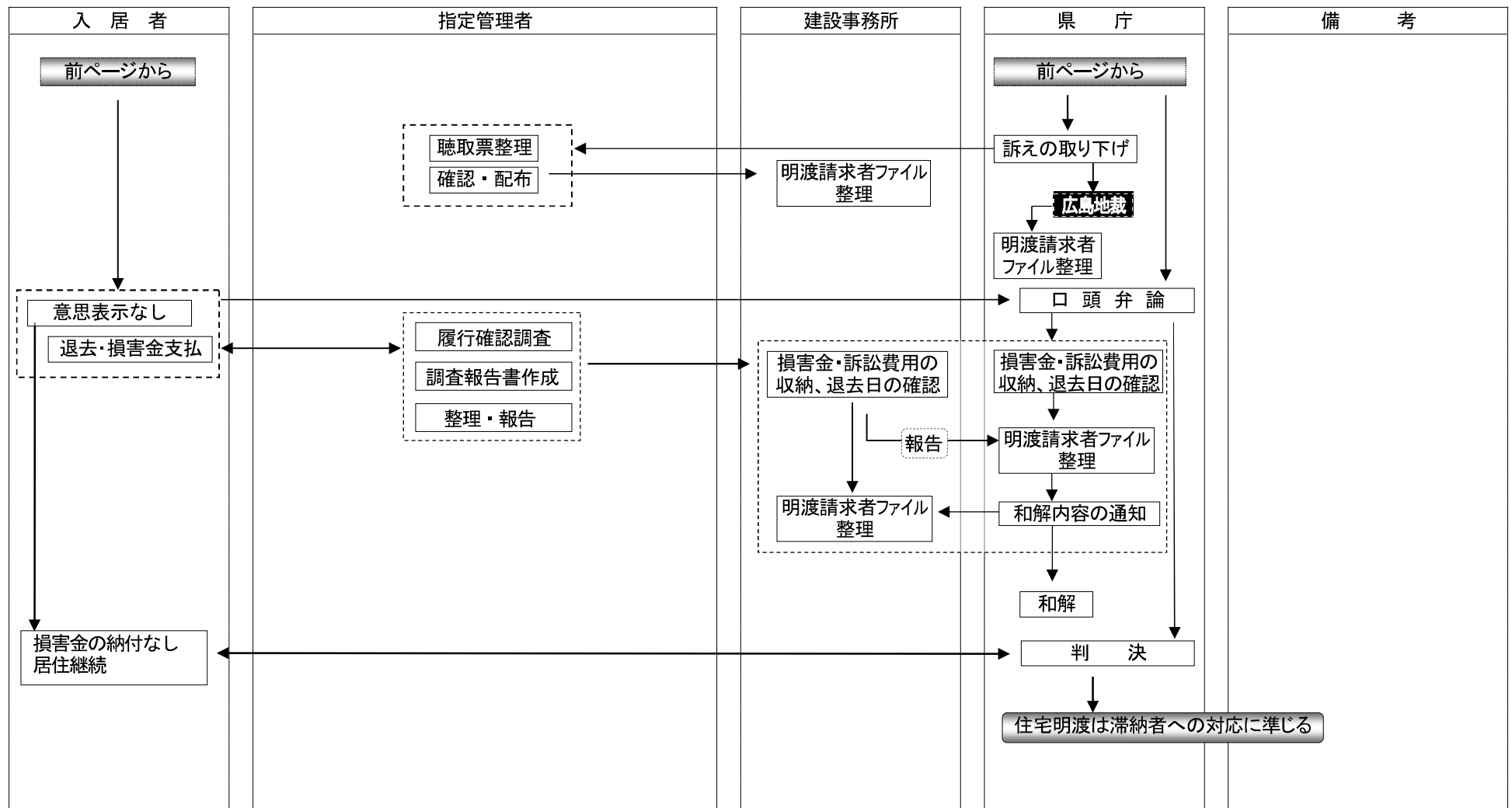
3 収納業務 ②高額所得者事務



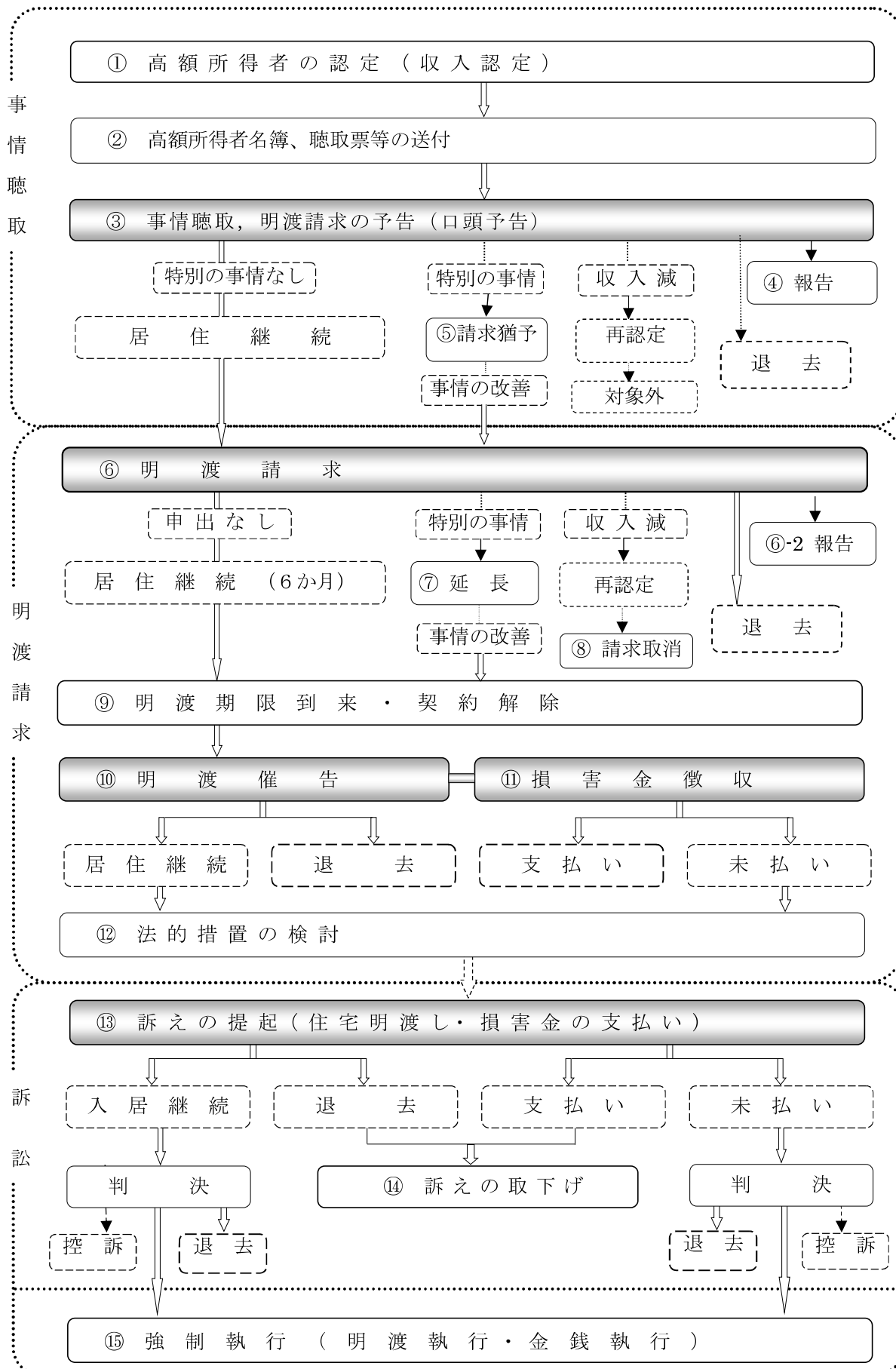
3 収納業務 ②高額所得者事務



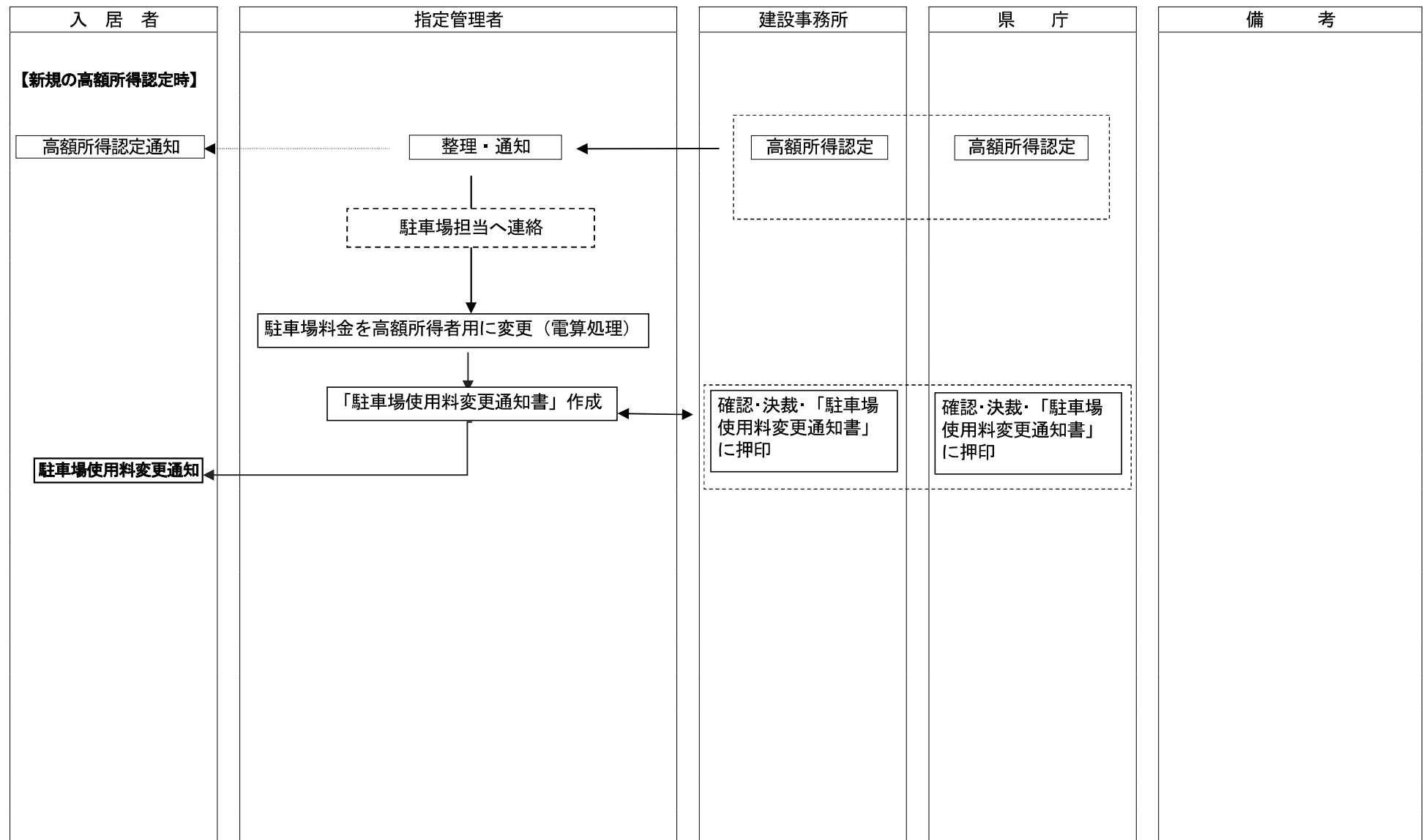
3 収納業務 ②高額所得者事務



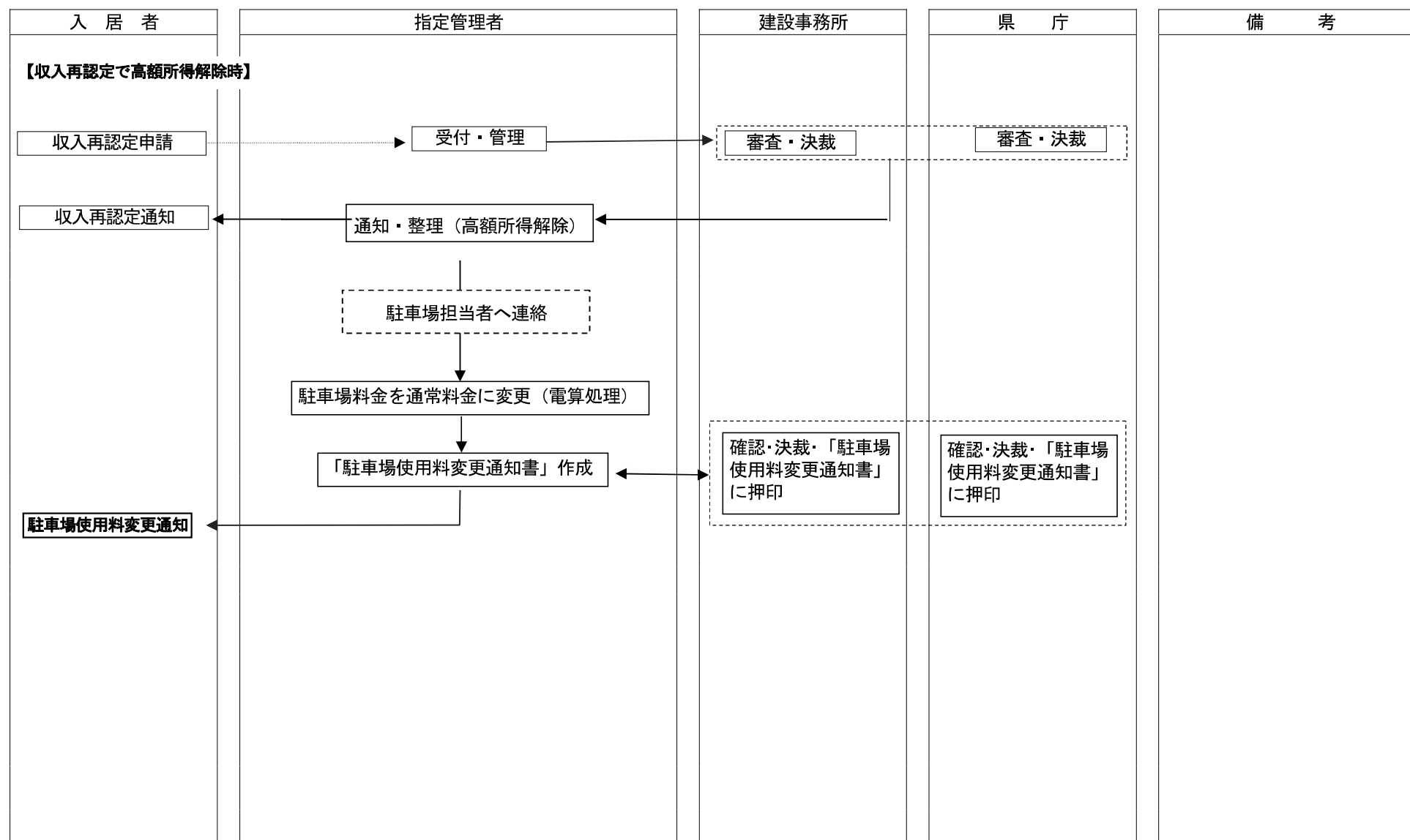
県営住宅の高額所得者への対応の流れ



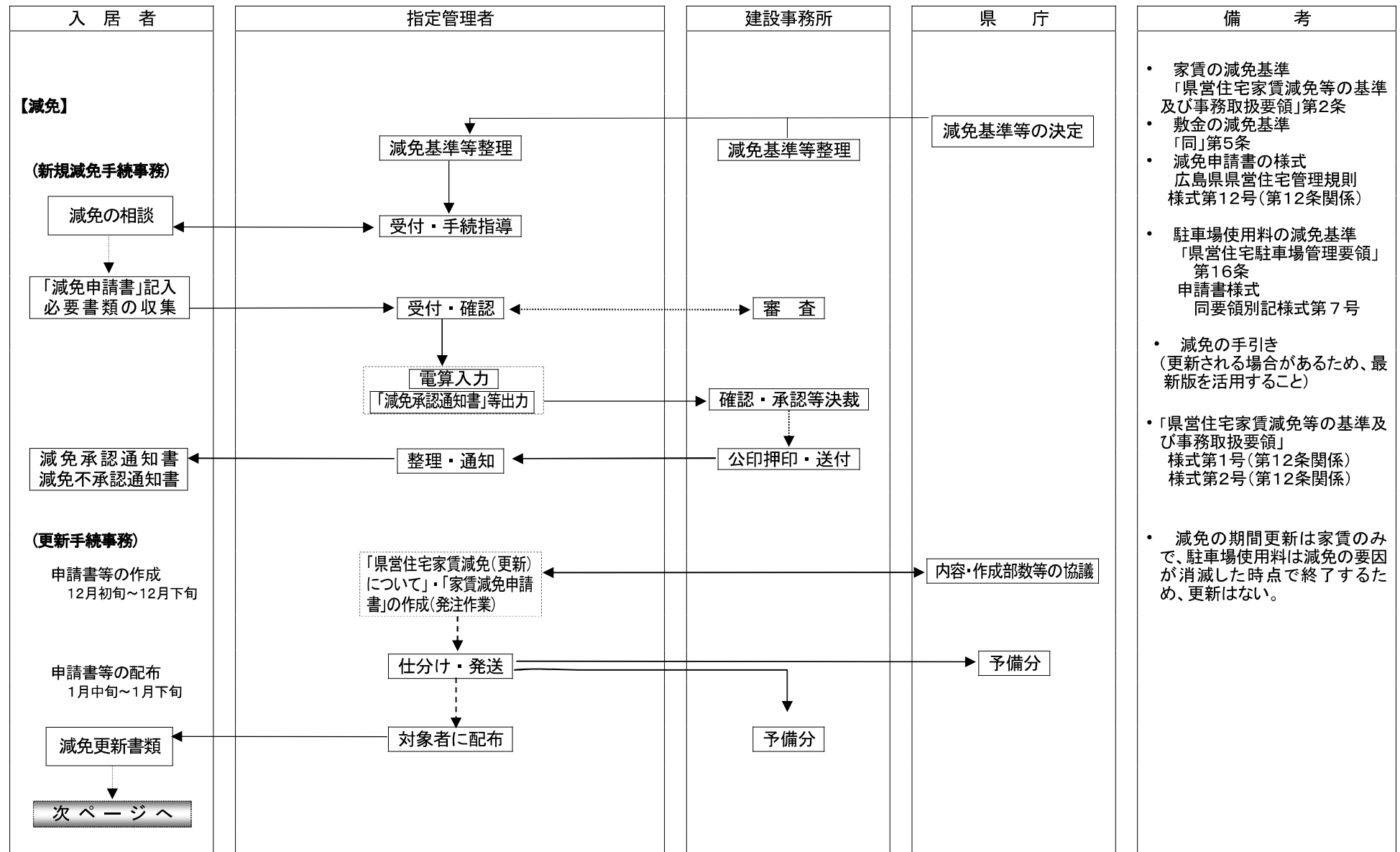
3 収納業務 ②高額所得者事務（駐車場関係）



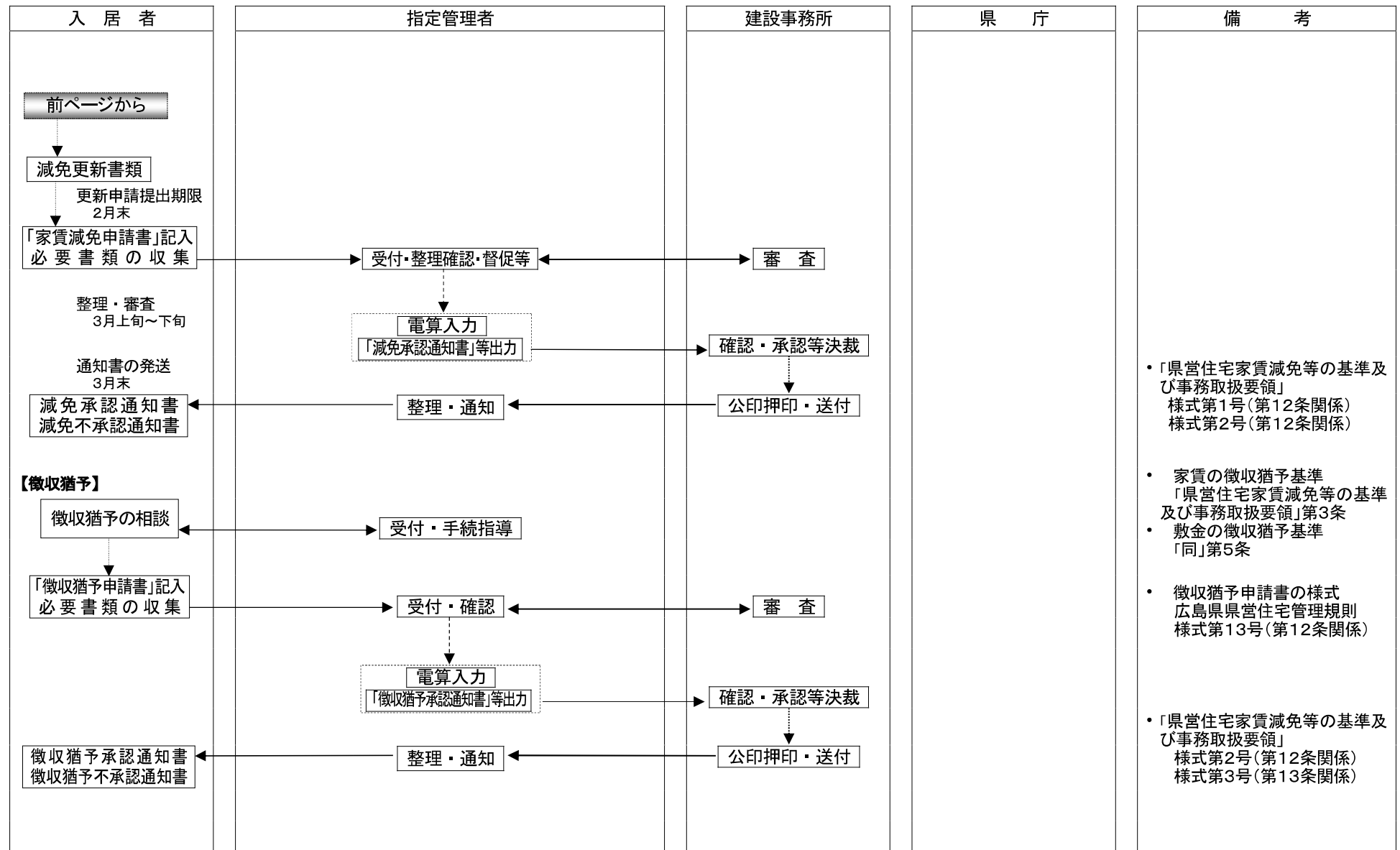
3 収納業務 ②高額所得者事務（駐車場関係）



3 収納業務 ③減免猶予事務



3 収納業務 ③減免猶予事務



4 保全業務①維持業務



建物等巡視点検マニュアル

1. 敷地・地盤関係

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	敷地・地盤	目視、必要に応じ触診・打診	地盤沈下等による不陸、傾斜は見られないか。 敷地内排水は良好に行われているか。	転倒、落下
2	空地・通路等	目視、必要に応じ触診・打診	空地・通路等の管理は適切か。 避難通路の障害となる支障物がなく、有効幅員が確保されているか。	転倒
3	工作物等	目視、必要に応じ触診・打診	擁壁、塀に著しいひび割れ、傾きが発生してはいないか。フェンスに破損、ぐらつきはないか。変形してはいないか。錆等により腐食してはいないか。	墜落・転落、落下物、転倒
4	花壇・樹木	目視、必要に応じ触診・打診	木枝が枯れ等により折れて危険な状態になってはいないか。	落下物、こすれ、倒木
5	遊具・ベンチ	目視、必要に応じ触診・打診	遊具に損傷・亀裂はないか。錆等により腐食してはいないか。	転倒、挟まれ、こすれ
6	その他	目視等	点検項目以外で、敷地・地盤関係の状態に問題はないか。	—

2. 外壁関係

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	建物躯体（外部からの点検）	目視（必要に応じ双眼鏡等を利用）、必要に応じ触診・打診	基礎に沈下、ひび割れ、剥落、欠損等はないか。 鉄骨造の鉄骨等に錆、欠損等はないか。 鉄筋コンクリート造等のコンクリート部分に白樺、錆汁、ひび割れ、剥落、欠損等は見られないか。	落下物
2	外部仕上材等	目視（必要に応じ双眼鏡等を利用）、必要に応じ触診・打診	剥落箇所または浮き等、剥落の恐れはないか。 ひび割れ、欠損等の劣化はないか。 躯体へ影響を与える損傷はないか。 シーリング材の界面剥離、弾力低下等はないか。	落下物
3	窓・サッシ等	目視、必要に応じ動作確認	ガラスの破損、鉄線の錆等はないか。 腐食やゆるみ等による落下、外れ等のおそれはないか。	落下物
4	ベランダ手摺	目視（必要に応じ双眼鏡等を利用する）	手摺りが変形していないか。脚部や格子が錆等により腐食してはいないか。	墜落・転落 落下物
5	看板、空調室外機等	目視、必要に応じ触診・打診	看板・掲示板等及び共用空調の室外機等に腐食やゆるみ等による落下、外れ等のおそれはないか。	落下物
6	その他	目視等	点検項目以外で、外壁関係の状態に問題はないか。	—

3. 屋上・屋根

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	防水層	目視、必要に応じ触診・打診	防水保護層・露出防水層の劣化、損傷はないか。 伸縮目地に破断、膨れ、欠損はないか。	落下物、水漏れによる住宅の損害
2	屋上・屋根面	目視（必要に応じ双眼鏡等を利用）、必要に応じ触診・打診	パラペット等の劣化・損傷はないか。 防水層とドレーンの取り付け部の異常はないか。 屋根ふき材および緊結金物に割れ、腐食は見られないか。 屋上の出入口の管理状況は適切か。	落下物、水漏れによる住宅の損害
3	機器、工作物	目視、必要に応じ触診・打診	構造体への緊結状況は適切か。 錆、腐食等はないか。	墜落・転落 落下物
4	煙突	目視、必要に応じ触診・打診	煙突と建物との接合部にひび割れはないか。 付帯金物の緊結状況は適切か。	落下物
5	雨樋	目視	雨樋が破損してはいないか。排水に支障はないか。	落下物
6	その他	目視等	点検項目以外で屋上・屋根の状態に問題はないか。	—

4. 避難施設

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	避難経路等	目視	不用品等が放置されていることにより通行、扉の開閉に支障はないか。	衝突
2	階段・手摺	目視、必要に応じ触診・打診	階段が破損してはいないか。ノンスリップは適切に取付けられているか。 手摺りが変形していないか。	転倒
3	廊下・手摺	目視、必要に応じ触診・打診	床面に段差や変形はないか。手摺りが変形していないか。	転倒
4	その他	目視等	点検項目以外で避難施設の状態に問題はないか。	—

5. 昇降機

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	昇降機	目視	E V内、E Vホールで劣化等により破損、変形している箇所はないか。	転倒・こすれ
2	その他	目視等	点検項目以外で昇降機の状態に問題はないか。	—

6. 給排水設備

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	飲料用の給水タンク	目視	受水槽に損傷はないか。漏水が発生してはいないか。 高架水槽の架台が錆により腐食してはいないか。	水漏れによる給水障害
2	飲料用の給水ポンプ	目視	ポンプに著しい錆が発生してはいないか。正常に作動しているか。異常音や異臭が発生してはいないか。	水漏れによる給水障害
3	飲料用の配管・温水	目視	配管等の劣化・損傷はないか。 給湯器の劣化・損傷はないか。	水漏れによる給水障害
4	その他	目視等	点検項目以外で給排水設備の状態に問題はないか。	—

7. 附属建物

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	自転車置場	目視、必要に応じ触診・打診	支柱等が錆等により腐食してはいないか。 舗装に段差、陥没、ひび割れはないか。	転倒、こすれ
2	物置倉庫	目視、必要に応じ触診・打診	屋根、壁の劣化・損傷はないか。 扉等に劣化・損傷はないか。	転倒、水漏れによる家財等の損害
3	ゴミ置場	目視、必要に応じ触診・打診	支柱等が錆等により腐食してはいないか。 扉等に劣化・損傷はないか。	転倒、こすれ
4	プロパン庫	目視、必要に応じ触診・打診	支柱等が錆等により腐食してはいないか。 扉等に劣化・損傷はないか。	転倒、こすれ
5	その他	目視等	点検項目以外で附属建物の状態に問題はないか。	—

8. その他共用部

項番	点検項目	点検方法	点検の視点	予想される危険
1	P S扉	目視	錆等により腐食していないか。損傷はないか。	こすれ
2	照明器具	目視	照明器具が錆等により腐食していないか。損傷はないか。照明の妨げになる物品が放置されていないか。球切れはないか。	落下物 転倒
3	防犯灯柱	目視	支柱が変形していないか。錆等により腐食していないか。固定金物に緩みはないか。	落下物 転倒
4	アンテナ	目視	アンテナに著しい錆が発生してはいないか。取り付け状態に問題はないか。	落下物
5	その他	目視等	点検項目以外でその他共用部の状態に問題はないか。	—

※ 特記事項について

- ・点検項目の判定がB～D及びB～Dでその対応を行ったものについては、詳細を特記事項の欄に記載する。

建物等巡視点検業務報告書

令和 年 月点検		令和 年 月 日
県営 ○○○○ 住宅 号館	指定管理者： ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	住所 :
○○市○○町○○	Tel :	担当者 :
前回点検日：令和 年 月 日	報告者(点検者) ○○ ○○	

建物等巡視点検票											
項番	点	検	項	目	判定(対応)	項番	点	検	項	目	判定(対応)
1. 敷地・地盤関係						5. 昇降機					
1	敷地・地盤					1	昇降機				
2	空地・通路等					2	その他				
3	工作物等					6. 給排水設備					
4	花壇・樹木					1	飲料用の給水タンク				
5	遊具・ベンチ					2	飲料用の給水ポンプ				
6	その他					3	飲料用の配管・温水				
2. 外壁関係						4	その他				
1	建物躯体（外部からの点検）					7. 附属建物					
2	外部仕上材等					1	自転車置場				
3	窓・サッシ等					2	物置倉庫				
4	ベランダ手摺					3	ゴミ置場				
5	看板、空調室外機等					4	プロパン庫				
6	その他					5	その他				
3. 屋上・屋根						8. その他共用部					
1	防水層					1	P S 扉				
2	屋上・屋根面					2	照明器具				
3	機器、工作物					3	防犯灯柱				
4	煙突					4	アンテナ				
5	雨樋					5	その他				
6	その他					凡例	A : 特に措置を要しない B : 軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける B (済) : B 判定後の対応を行ったもの C : 精密調査を要する C (済) : C 判定後の対応を行ったもの D : 補修・改善等を要する D (済) : D 判定後の対応を行ったもの ー : 点検外項目のため評価無し				
4. 避難施設											
1	避難経路等										
2	階段・手摺										
3	廊下・手摺										
4	その他										

特記事項

写真添付基準

判定が「B」の場合は、初見のみ状況が判る写真を添付すること。（その後は状況に応じて添付する。）
判定が「C・D」の場合は、毎月状況が判る写真を添付すること。
判定が「B～C」で、その対応が「済」場合は、修繕前後の写真を添付すること。



写真番号 1

撮影日 _____

撮影部位 _____

状況説明 _____

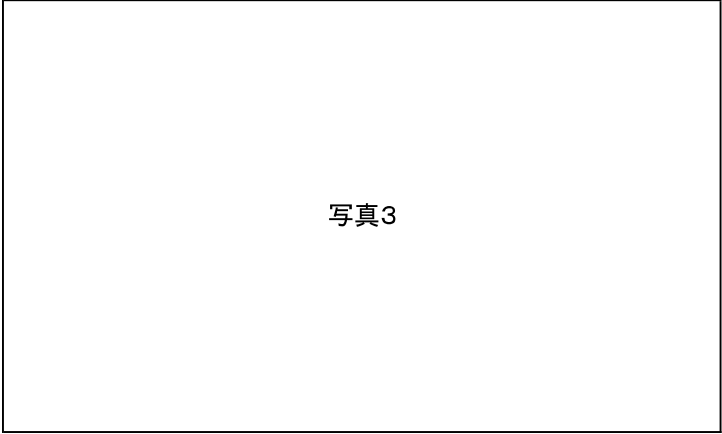


写真番号 2

撮影日 _____

撮影部位 _____

状況説明 _____



写真番号 3

撮影日 _____

撮影部位 _____

状況説明 _____



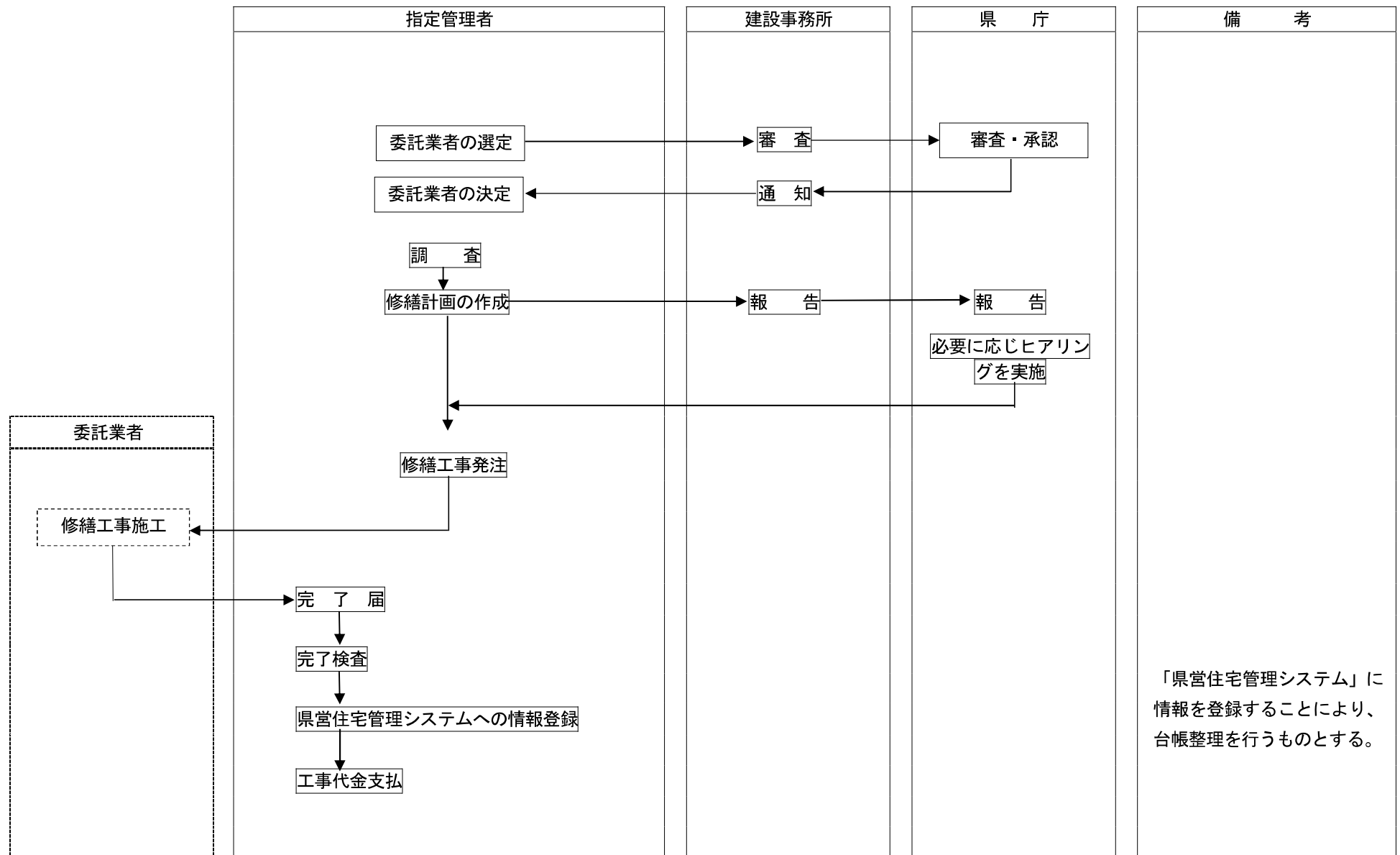
写真番号 4

撮影日 _____

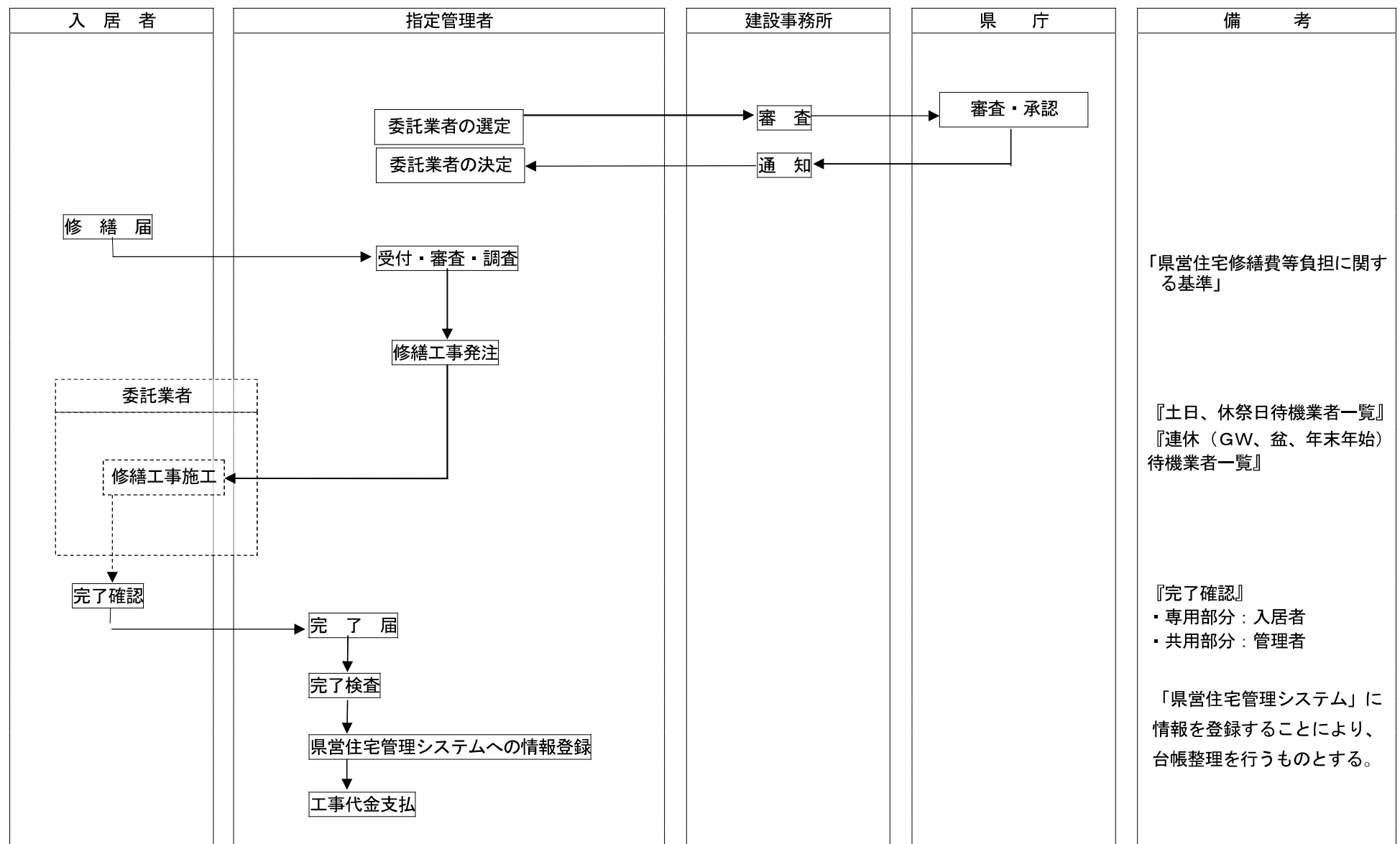
撮影部位 _____

状況説明 _____

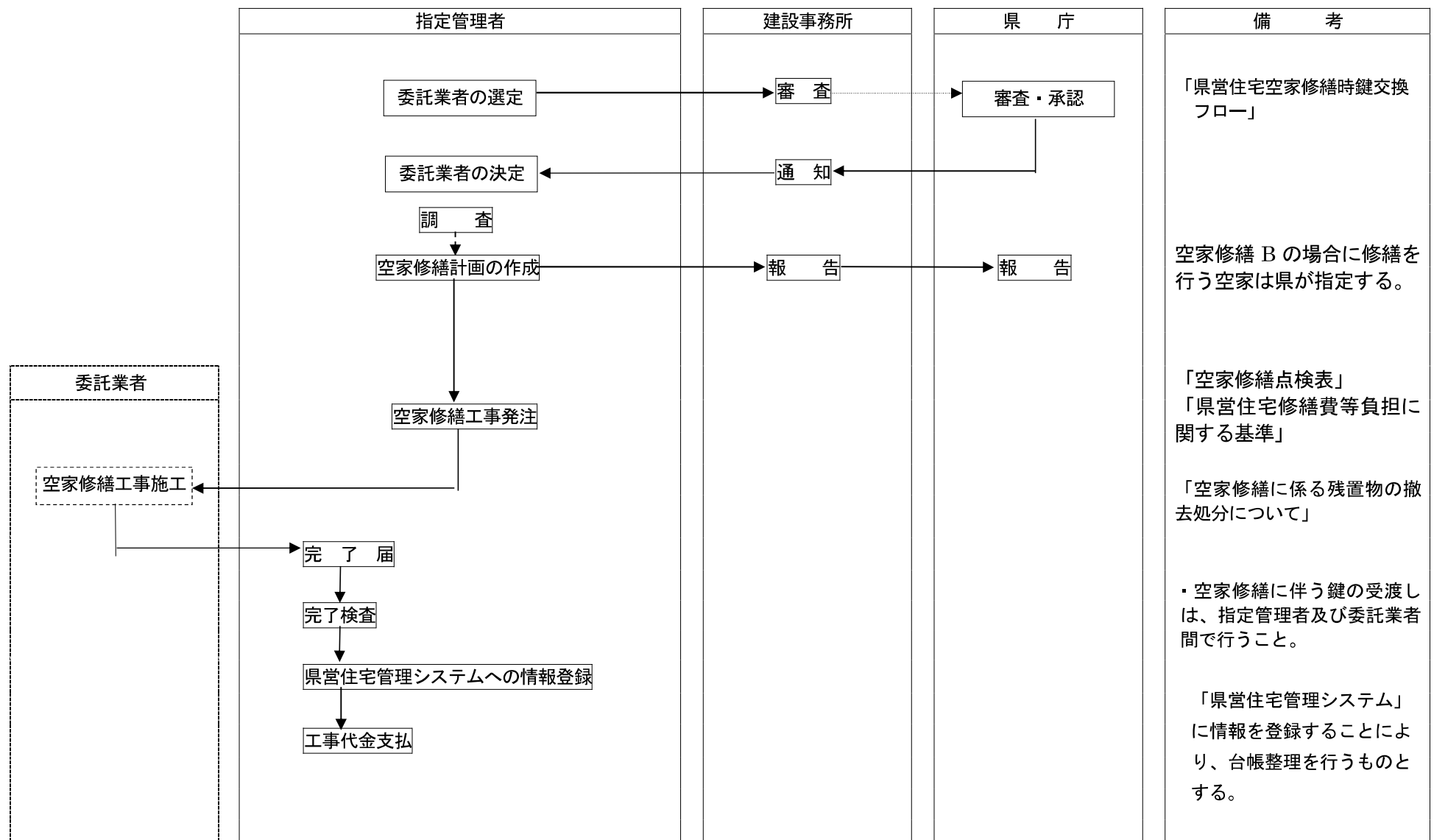
4 保全業務②修繕業務ア共通修繕（計画修繕）



4 保全業務②修繕業務イ一般修繕



4 保全業務②修繕業務ウ空家修繕（A,B）



4 保全業務②修繕業務工非定期修繕（災害）



県営住宅駐車場使用申込みの手引

■入居者の方へ■

県営住宅駐車場使用申込書に次の書類を添付して自治会長へ提出してください。

- ① 運転免許証のコピー
- ② 車検証のコピー（車検証が未交付の場合は、自動車販売会社の販売証明書等でも可能ですが、車検証交付後は、車検証のコピーを速やかに提出してください。）
- ③ 駐車場使用料口座振替依頼書
※ 必ず銀行窓口へ提出して、銀行の確認印をもらった書類（赤と茶の口座振替申出書）を提出してください。
- ④ その他必要書類…自動車使用証明・減免申請書・介護理由書
※ 必要な場合のみ添付してください。

■自治会の方へ■

県営住宅駐車場使用申込書に「駐車場の区画番号」を記入し、「自治会長の意見」欄に意見を記載するとともに署名してください。

■駐車場申込みの資格■

- 1 自動車の使用者の条件は、次のすべてを満たしていること。
 - ① 住宅の入居者（名義人）又は同居者（県に届出のある者）であること。
 - ② 収入認定月額が、収入超過者と認定される収入基準を超過していないこと。
 - ③ 未納の家賃又は県営住宅に係る損害賠償金がないこと。
 - ④ 駐車場の使用料の滞納又は駐車場に係る損害賠償金がないこと。
 - ⑤ 住宅の明渡し請求を受けていないこと。
 - ⑥ 入居者又は同居者が、自動車の運転免許証を得ていること。（ただし、次の2②イに該当する場合は除く。）
 - ⑦ 入居者が、居住者で構成する自治会に加入していること。
 - 2 自動車の条件は、次のすべてを満たしていること。
 - ① 自家用自動車であること。（車検証の「自家用・事業用の別」欄が自家用であること。）
 - ② 住宅の入居者又は同居者が自動車を使用する権利を有すること。（車検証の「使用者の氏名又は名称」欄が住宅の入居者又は同居者であること。）
 - ア 次の自動車は、条件を満たしていますので、別紙「自動車使用証明書」によって自動車貸与者の証明を受けてください。
 - ㊦ 雇用主から通勤用として自動車を貸与され、その貸与が合理的であると認められる場合
 - ㊧ 両親、兄弟等他所に居住する者の所有又は保有する自動車を、その者の承諾を得て長期に使用している場合
 - イ 住宅の入居者又は同居者は自動車を使用しないが、入居者又は同居者の介護が必要などの理由がある場合は、「県営住宅駐車場使用申込みに係る入居者又は適正な同居者の駐車場の確保を必要とする理由書」（介護理由書）に要介護認定通知書等の写しを添付して申込みをしてください。
- ※ 県で使用資格確認を行います。申込みをされても使用承認しない場合がありますので、御承知ください。

■駐車場使用料の減免制度■

使用決定者世帯のうちに自動車税に係る広島県の減免基準を満たす者がいる場合には、駐車場使用料を2分の1に減額することとしています。ただし、収入超過者又は収入未申告者は適用除外です。

自動車保管場所使用承認証明書申請の手引

■入居者の方へ■

- 1 警察署の車庫証明が必要なときは、自動車保管場所承認証明申請をしてください。
- 2
 - ・ 駐車場の使用の承認を受けていない方は申請できません。
 - ・ 県営住宅の入居者以外の方を使用者として発行できません。
 - ・ 貸与中の自動車の保管場所証明はできません。
 - ・ 家賃及び駐車場使用料の未納がある場合には、完納後でないと受理できません。
- 3 手続きは、自動車保管場所承認証明申請書と

駐車場変更届……………買い替え等の場合

駐車場変更届に添付する書類は、代替証明書、てん末書又は抹消登録等のいずれか一つ。さらに、変更後の自動車の車検査証のコピー。ただし、新規登録又は名義変更登録する場合は登録後2週間以内に郵送又はFAXすること。

駐車場使用申込書……新規申込みの場合

を、自治会の駐車場担当の役員から受け取ってください。

- 4 次に、上記書類と添付書類を各受付機関に持参して提出してください。（郵送は原則不可。）
- 5 証明書の受領のときには、受け取り印の認印を忘れずに持参してください。

◆申請の受付・証明書の交付◆

- ① 窓口のみで受付。（郵送は原則不可。）
- ② 窓口で交付します。（郵送は原則不可。）各受付機関の指示に従い、証明書は速やかに取りに来てください。
- ③ 郵送での交付を各受付期間が認める場合は、申請書を提出する際に、返信用封筒（110円切手貼付）を添付してください。
- ④ 自動車販売会社の方が代理申請する場合には、委任状が必要です。
- ⑤ 手数料として700円を銀行振込により納めていただく必要があります。（納付書は各受付機関が配付します。）

■自治会の方へ■

- ・ 証明希望の入居者の方に、自動車保管場所承認証明申請書、変更届又は使用申込書及び必要に応じて委任状、駐車場図面を配布してください。
- ・ 駐車場区画番号、意見欄の記載を忘れないでください。

駐車場について

1 駐車場に関する事務要領等

- (1) 県営住宅敷地内自動車保管に関する取扱要領
- (2) 県営住宅駐車場管理要領
- (3) 県営住宅迷惑駐車・放置車両対策実施要領
- (4) あん摩等業務に係る駐車場確保について（通知）
- (5) 駐車場使用期間の更新に係る催告について（通知）
- (6) 駐車場使用不承認及び使用期間不更新について（通知）
- (7) 高額所得者に係る駐車場使用料の取扱いについて（通知）

2 指定管理者での確認

区分	項 目	内 容 等	備 考
使用申込み	☐ 申込書の記載	駐車場の区画番号の記入 自治会長の意見欄の記載等	
	☐ 必要書類	運転免許証のコピー 車検証のコピー 口座振替依頼書等	
	☐ 申込資格 ☐ 使用者の条件	入居者又は同居者であること。 収入超過者と認定される収入基準を超過していないこと。 家賃等を滞納していないこと。 明渡請求を受けていないこと。 原則として入居者又は同居者が運転免許証を得ていること。	
	☐ 自動車の条件	自家用自動車であること。 原則として入居者又は同居者が使用する権利を有していること。 自動車の大きさが駐車区画を超えていないこと。	
	☐ 住宅管理システムの確認	二重承認の防止	
自動車保管 場所使用承 諾証明	☐ 申請書の記載		
	☐ 必要書類		
	☐ 証明の条件		

※ 申込チェック表あり
申込み・申請の手引きあり

駐車場使用申込書等チェック表

住宅名	住宅	号館	号室
氏 名			
区 画			

■ 使用申込書

チェック項目	適	不適	補正事項
申込者は住宅名義人か			
使用者は適正な住宅入居者か			
自治会長の意見はあるか			

■ 車検証

チェック項目	適	不適	補正事項
登録番号は申込者と一致するか			
自家用・事業用の別は自家用か			
使用者は申込書と一致するか			
有効期限の満了する日は適正か			

■ 免許証

チェック項目	適	不適	補正事項
免許証の氏名は申込書と一致するか			
有効期限は満了してはいないか			

■ 口座振替依頼書

チェック項目	適	不適	補正事項
口座名義人は住宅名義人か			
金融機関承諾印はあるか			

■ 滞納状況

チェック項目	無	有	補正事項
家賃及び駐車場使用料の滞納がないか			
県営住宅及び駐車場に係る損害賠償金がないか			

■ 収入超過状況

チェック項目	適	不適	補正事項
収入超過者の認定額を超過してはいないか			※自治会が認める区画の変更の場合は超過であっても申込み可能

※ 公営住宅 ①一般月収額158,000円以下、裁量階層214,000円以下
 改良住宅 ②一般月収額114,000円以下、裁量階層139,000円以下

募集入居事務について

1 申込みから入居までの流れ



2 募集方法・時期 → 「申込みのしおり」表紙及び1～3P 参照

広報は、「募集一覧」の窓口配布、新聞広報、広報誌広報、インターネット等で行う。

注：①募集一覧の配布開始予定日あり。②申込受付期間あり。③入居可能日あり。

3 仮審査での確認（書類審査）

項 目	内 容 等	備 考
☐ 必要書類	「申込みのしおり」 4P 参照	申込者に確認する。
☐ 記載内容		申込者に確認する。
☐ 未記載		申込者に確認する。
☐ 成人		申込者に確認する。
☐ 申込住宅	「募集一覧」 2P 参照	申込者に確認する。
☐ 選考組別	「申込みのしおり」 21P 参照	申込者に確認する。
☐ 切手貼付		切手がない場合は返信しない。
☐ 滞納者	退去滞納者一覧で確認する。	失格
☐ 重複申込	県営住宅申込整理表で確認する。	失格
☐ 暴力団員	県営住宅申込整理表を住宅課に送付する。	住宅課対応

注：1 入居資格の「同居親族」「住宅困窮」は、仮審査対象としない。

2 選考組別で明らかな記入誤りの場合(高齢者・ひとり親・多子)は、職権により訂正する。

3 失格者には、「県営住宅申込整理票」（コピー控えが必要）、「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」を同封のうえ、封書で失格通知を返送する。

※ 仮審査失格通知文例は3P。抽選結果通知文例は4P。給与支給証明書等は7～13P。

住宅は、一般世帯向住宅、単身入居可能住宅及び単身者向住宅に分類され、高齢者向、高齢者専用、身体障害者向、子育て世帯向及び子育て専用の各種類がある。（「募集一覧」 2P 参照）

4 本審査での確認（面接審査）

項 目	内 容 等	備 考
☐ 必要書類	「申込みのしおり」 4P 参照	当選者に確認する。
☐ 申込資格	「申込みのしおり」 8P 参照	該当しない場合失格
☐ 申込住宅・組別	「申込みのしおり」 21P 参照	該当しない場合失格
☐ 収入基準	「申込みのしおり」 10P 参照	該当しない場合失格

注：1 本審査を欠席した者、入居資格のない者は、失格である。

2 本審査で特組の誤りが確認できた場合は、失格とする。

3 補欠は2名（定期以外の募集は1名）

※ 必要書類確認票は14P、誓約書は15P。

入居資格本審査失格者への通知は、書類のコピーを取り返却する。

仮審査失格通知文例

[県営住宅申込整理票の必記項目の記入がない]

このたび、あなたが提出されました「県営住宅申込整理票」に必要事項が記入されていないので、申込みを受け付けることができません。

ついては、あなたが提出された「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」をお返しします。

[申込者が未成年]

このたび、あなたが申込みをされました県営住宅の申込資格には、「申込者が成人であること」（申込みのしおり 8 ページを参照してください。）という条件があります。

あなたが提出された県営住宅申込整理票の申込者が成人でないことから、県営住宅申込資格の要件に該当しないので、申込みを受け付けることができません。

ついては、あなたが提出された「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」をお返しします。

[住宅タイプ不適合～単身]

このたび、あなたが申込みされた県営住宅については、単身の方が申込みできる住宅を限定しています（県営住宅募集一覧 2 ページを参照してください。）。

あなたが提出された県営住宅申込整理票では、あなたは単身で申込みをされていますが、申込住宅が単身では入居できない住宅であることから、申込みを受け付けることができません。

ついては、あなたが提出された「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」をお返しします。

[住宅タイプ不適合～高齢者向・高齢者専用]

このたび、あなたが申込みされた県営住宅については、住宅の種類によって一定の条件があります。（県営住宅募集一覧 2 ページを参照してください。）。

あなたが提出された県営住宅申込整理票からは、あなたが申込みをされた「高齢者向（高齢者専用）」住宅の申込条件である「申込者又は同居しようとする親族の内に 60 歳以上の方がいる世帯（60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの世帯（一方が 60 歳以上であれば可）又は 60 歳以上の方のみの世帯）」に該当しないことから、申込みを受け付けることができません。

ついては、あなたが提出された「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」をお返しします。

[複数申込]

このたび、あなたが申込みされた県営住宅については、1 世帯につき 1 戸のみ申込みができるもので、2 戸以上申し込まれると全ての申込みが失格となります（申込みのしおり 1 ページを参照してください。）。

あなたの世帯が提出された県営住宅申込整理票からあなたの世帯が 2 戸以上申し込まれると認められることから、今回のあなたの世帯の申込みは全て失格です。

ついては、あなたの世帯が提出された「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」をお返しします。

[家賃滞納退去者]

このたび、あなたが申込みされた県営住宅については、過去において県営住宅に入居していた者で、家賃滞納等の不正使用があった者は申込みできません（申込みのしおり 22 ページを参照してください。）。あなたは過去において県営住宅家賃を滞納されたままで退去されていることから、申込みを受け付けることができません。

ついては、あなたが提出された「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知・抽選結果通知はがき」をお返しします。

なお、あなたには、過去における県営住宅家賃滞納に対する支払義務が依然として存在することを申し添えます。

抽選結果通知

令和 年 月 日

あなたが申込まれた県営住宅の公開抽選の結果は次のとおりです。

住 宅 名	号館・号室
住宅	

このたび申込みをされた県営住宅の公開抽選の結果、あなたは、入居候補者となりました。

については、次の「とき」「ところ」で入居資格本審査を行いますので、別紙に記載の入居資格本審査に必要な書類を用意して必ず出席してください。

なお、入居資格本審査日に欠席された場合は、失格になります。

●と き 令和 年 月 日
午前・午後 時 分～

●ところ

● 入居資格本審査に必要な書類

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 申込者と同居親族全員の住民票の写し（外国籍の方は、登録原票記載事項証明書（続柄のわかるもの））又は住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）
- ③ 最新の課税台帳記載事項証明書（所得証明書）（所得金額の記載があるもの）
 - 市町村の税務担当課などで発行します。
 - 世帯全員必要です（中学生以下は除く）。
 - 入居する者（例えば、妻子など）が無収入の場合も必要です。
- ④ 戸籍謄本又は抄本（配偶者と同居される方及び未成年の方を除く）
- ⑤ 収入を証明する書類

世帯全員の収入を確認するため、次の書類の中であてはまるものをすべて提出してください。

【年金受給者】

内 容	必 要 な 書 類
国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金を受けている方	最新の年金改定通知書・年金支払通知書（はがき）、源泉徴収票など

【給与所得者】

勤務状況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
令和6年1月1日から引き続き現在の会社に勤務している方	令和6年1月～ 令和6年12月	令和6年分の源泉徴収票 [本人交付用]
令和6年1月2日以降に現在の会社に採用されている方	申込受付日前月までの1年間 (採用されて1年未満の方は採用された月から支給見込額も含めて1年間)	給与支給証明書(県の指定様式:勤務先における月別証明が必要となります)

【事業所得者】

営業の状況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
令和6年1月1日以前から事業を開始している方	令和6年1月～ 令和6年12月	税務署提出確定申告書の控え[受付印のあるもの] 又は 収支明細書（県の指定様式）
令和6年1月2日以降に現在の事業を開始している方	事業を開始して1年以上の方は申込受付日前月までの1年間、1年未満の方は申込受付日前月まで	※ 入居資格本審査日が1月1日から3月15日までの申込みの場合は、前年の収支明細書でも可能（入居時までに確定申告書の控えが必要）。また、収支明細書の場合は、収支計算の根拠となる帳簿書類が必要となります。

【無収入の方等】

内 容	必 要 な 書 類
失 業 中 の 方	雇用保険受給資格者証、離職票、その他失業の証明となるもの（会社の退職証明書など）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

⑦ その他必要な書類

内 容	必 要 な 書 類
単 身 者	(1) 戸籍謄本又は抄本（ただし、遺族年金・遺族扶料等の受給者の方は、これらの証書により戸籍謄本に代えることができます。） (2) 自活状況申立書（県の指定様式）
婚 姻 予 定 の 方	(1) 婚約証明書（県の指定様式） (2) 申込者及び婚約者の戸籍抄本 ○ 申込者又は婚約者が退職している場合は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証のいずれか ○ 申込者又は婚約者が婚約者で退職を予定している場合は、会社の退職予定証明書（ただし、入居までに会社の退職証明書を提出していただきます。） ※ 上記書類のうち（1）婚約証明書は、原則として申込者及び婚約者双方の親の証明が必要です。
パートナーシップ関係にある方	パートナーシップ証明等（パートナーシップ宣誓制度に基づき発行される受領証、受領カード等） ※ 申込住宅が所在する市町の発行したものに限る。
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
ひ と り 親 世 帯	戸籍謄本、児童扶養手当証書、その他ひとり親世帯であることを確認できる書類
心 身 障 害 者 世 帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
難 病 患 者	障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証等
原 爆 被 爆 者 世 帯	医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のいずれか
中国残留邦人等で支援給付を受けている方	支援給付受給証明書
引 揚 者 世 帯	引揚証明書、支給決定通知書（中国残留邦人等の帰国者）のいずれか
災害により家屋が滅失した方及び都市計画などにより立退きを要求されている方	り災証明書等それを証明する書類
ハンセン病療養所入所者等の方	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書

親 子 ペ ア	戸籍謄本等、続柄を証する書類
D V 被 害 者	裁判所の保護命令書、女性相談支援センター等の証明書
婚姻の日後3年以内(事実婚の届出をした日から3年以内、パートナーシップ宣誓等を行った日から3年以内)	・婚姻の日後3年以内であることが確認できる戸籍謄本 ・事実婚の方は事実婚の届出をした日から3年以内であることが確認できる書類 ・パートナーシップ関係の方はパートナーシップ宣誓等を行った日から3年以内であることが確認できる書類
土砂災害特別警戒区域内に居住する方	(1) 持家の建築年月がわかる書類・持家の写真等 (2) 契約日が分かる書類（借地契約書等）・借家の写真等

☆ 現在の勤務先へ前年の1月2日以降に採用されている方は以下の事項の証明を受けて提出してください。

給 与 支 給 証 明 書（様式1）

氏 名		住 所		採 用 年 月 日		勤 務 年 数	
(T・S・H・R 年 月 日生)							

支給年月日	給与・手当	賞 与	計	支給年月日	給与・手当	賞 与	計
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				合 計			
・ ・							

控除対象配偶者の有無等		16歳未満	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本 人 が		寡 婦	寡 夫	扶養親族名と続柄
有・無	老人	扶養親族	老人特定	その他	特別	その他	特 別 障害者	その他の 障害者			

上記の者は、現在当所に勤務し上記のとおり支払った・支払う予定であることを証明します。

令和 年 月 日

所在地
名称及び
代表者氏名

④

TEL
担当者
氏 名

(注) 勤務して1か月の給料を受けていないときは勤務先で雇用条件に基づき受給する賞与及び1年分の給与明細を受けること。

※ 恩給（年金）雇用保険、その他

氏 名	名 称	証 書 番 号	受 給 金 額	期 間

☆ 事業所得の方は、税務署提出確定申告書の控え[受付印のあるもの]又はこの様式を提出してください。
収 支 明 細 書 (様 式 2)
(事 業 所 得 者)

1.

所得者の住所	
氏 名	

2.

業 種 名	
事業所所在地	

3.

事業開始 年 月 日	令和 年 月 日
---------------	----------

4.

事業期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
------	-------------------

5. 月別収支内訳

摘 要		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	総合計
収入の部														
	㊦合計													
支出の部														
	㊧合計													
㊦－㊧ 差引純益														

※ 支出の部には、税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

☆ 単身で申し込まれる方のみ、記入して提出してください。

単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳) 男・女

現 住 所

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護を必要としますか。

(該当するものにマル印を付けてください。)

①必要とする ②必要としない

◎上記1で「必要とする」とお答えになった方は、次の事項についてお答えください。

(該当するものにマル印を付け、あるいは記入欄に記入してください。)

2. 現在のあなたのお住まい等の状況についておたずねします。

(1)あなたの現在のお住まい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他 (具体的に)

(2)住宅にお住まいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階 (エレベーターの有無:有・無) ③3階以上 (エレベーターの有無:有・無)

・同居している方は

①いる ②いない

(3)施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は ()

・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②身体障害者療護施設

③病院・診療所 ④その他 ()

・現在の施設・病院等から公営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

[]

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1)介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容 (要支援、〔要介護1、2、3、4、5〕)

(2)日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種別 () ②使用していない

(3)現在かかっている疾病などがあればご記入ください。

[]

4. あなたの現在の日常生活の基本的な動作について、介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容及び入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護の内容についておたずねします。表中の該当する欄にマル印を記入してください。

また、介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容、入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護の内容について、具体的にご記入ください。

項 目	現在の日常生活の基本的な動作の状況			介護が必要と答えた動作に関する現在の介護の内容		介護が必要と答えた動作に関する入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護の内容	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居住介護サービス	介護保険以外による介護(注)	介護保険による居住介護サービス	介護保険以外による介護(注)
①歩 行							
②食 事							
③入 浴							
④排 せ っ							
⑤着 脱 衣							
⑥炊事洗濯掃除等の日常家事							

(注) 介護保険以外による介護とは、介護保険によらない市町村、ボランティア団体、親族等による介護をいう。

- 現在受けている介護の内容（介護の内容・頻度、実施団体名等）について具体的にご記入ください。

- 入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護の内容（介護の内容・頻度、実施団体名等）について具体的にご記入ください。

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

氏名（自署）

※公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、市町村（福祉主管部局等）に意見を求めることがあります。その場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することがあります。

☆ 婚約中に申し込む場合は、次の証明書を必ず提出してください。

(注)「申込者との関係」欄に、証明者と申込者の関係を記入してください。

例) 仲人、新郎又は新婦の職場の上司など

婚約証明書及び誓約書

入居を指定された日から15日以内に、申込者は必ず入居し、入居可能日から、3ヶ月以内には婚約者が入居することを誓約します。また、期間中に入居できなくなった場合及び、婚姻しないこととなった場合には、入居申込みを辞退します。

なお、既に入居している場合にはその住宅を明け渡します。

《申 込 者》

氏 名 (自書) (年 月 日生)

住 所

《婚 約 者》

氏 名 (自書) (年 月 日生)

住 所

上記の両名は、令和 年 月 日婚約成立し、

令和 年 月 日入籍予定であることを証明します。

令和 年 月 日

《関 係 者》※新郎、新婦の側の関係者各1名が記入してください。

氏 名 (自書) TEL() —

住 所

申込者との関係

氏 名 (自書) TEL() —

住 所

申込者との関係

☆ 他に証明するものがない場合は、次の様式により証明書を提出してください。
(退職予定の方で、入居可能日までに退職される場合は、無収入として扱います。)

退 職 証 明 書
退職予定

氏 名 _____

住 所 _____

退職（予定）年月日 令和 年 月 日

上記の者が、当社を（退職した・退職予定である）ことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者 _____ 印 (TEL () —)

◎ 給与支給証明書（様式１）【記入例】

前年の１月２日以降に採用されている方は、申込受付の前月分までの１年間の証明が必要です。

給 与 支 給 証 明 書（様式１）

氏 名	住 所	採 用 年 月 日	勤 務 年 数
広 島 次 郎 (大・昭・㊦・令 2 年 7 月 3 日 生)	広島市中区基町〇ー〇	H31.2.1	1 年

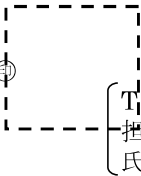
支給年月日	給与・手当	賞 与	計	支給年月日	給与・手当	賞 与	計
31・2・20	175,000		175,000	1・9・20	188,000		188,000
31・3・20	180,000		180,000	1・10・20	190,000		190,000
31・4・19	185,000		185,000	1・11・20	185,000		185,000
1・5・20	180,000		180,000	1・12・20	195,000	200,000	395,000
1・6・20	187,000	150,000	337,000	2・1・20	190,000		190,000
1・7・19	190,000		190,000	合 計	2,235,000	350,000	2,585,000
1・8・20	190,000		190,000				

控除対象配偶者の有無等		16 歳 未 満	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本 人 が		寡 婦	寡 夫	扶養親族名と続柄
有・無	老人	扶養親族	老人 特定	その他	特別	その他	特 別 障害者	その他の 障害者			

上記の者は、現在当所に勤務し上記のとおり支払った・支払う予定であることを証明します。

〇〇 年 〇 月 △ 日

所 在 地 広島市中区千田町□ー□
名 称 及 び 株式会社
代表者氏名 代表取締役 △△ △△ ㊦



(082) □□□ー××××

〇 〇 △ △

(注) 勤務して 1 か月の給料を受けていないときは勤務先で雇用条件に基づき受給する賞与及び 1 年分の給与明細を受けること。

※ 恩給（年金）雇用保険、その他

氏 名	名 称	証 書 番 号	受 給 金 額	期 間